

# **障害保健福祉主管課長会議資料**

**平成14年3月5日（火）**

**社会・援護局障害保健福祉部**

**障害福祉課**

## 目 次

### I 説明・指示事項

	頁
1 訪問介護(ホームヘルプサービス)事業について	
(1) サービス提供体制の確保及び充実にについて	1
(2) 外出介護員(ガイドヘルパー)等について	2
(3) 障害児ホームヘルプサービス事業の運用について	2
(4) ホームヘルパー養成研修事業等について	3
(5) 他制度との適用関係について	4
2 身体障害者の地域生活の支援について	
(1) 日帰り介護(デイサービス)事業について	6
(2) 短期入所(ショートステイ)事業について	7
(3) 日常生活用具給付等事業について	9
(4) 身体障害者健康診査事業について	9
(5) 身体障害者相談員について	10
3 障害児・知的障害者の相談支援体制等の整備について	
(1) 障害児(者)地域療育等支援事業について	10
(2) 市町村知的障害者福祉等担当職員特別研修事業について	11
4 知的障害者の地域生活の支援について	
(1) 知的障害者地域生活援助(グループホーム)事業について	12
(2) 知的障害者生活支援事業(生活支援ワーカー)について	12
(3) 在宅知的障害者日帰り介護(デイサービス)事業について	13
(4) 知的障害者の成年後見制度等の利用支援について	13
(5) 知的障害者相談員について	16
5 自閉症・発達障害支援センター(仮称)の創設について	16
6 障害児の療育支援について	
(1) 障害児通園(デイサービス)事業について	19
(2) 重症心身障害児(者)通園事業について	19
(3) 難聴幼児通園施設の運営について	20

7	福祉施策と雇用施策の一体的推進について	
	(1) 障害者就業・生活支援センター（仮称）事業について	20
	(2) 施設外授産の活用による就職促進モデル事業について	24
8	授産活動の支援について	
	(1) 小規模通所授産施設の活動支援について	27
	(2) 授産施設の活性化について	27
9	障害者施設の整備等について	
	(1) 障害者施設の整備について	31
	(2) 障害者・児施設のサービス共通評価基準の活用について	33
10	障害者福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について	
	(1) 施設整備に係る不正の防止について	34
	(2) 人権侵害の防止について	34
	(3) 不正・不明瞭な経理処理の防止について	35

## II 資料

1	平成14年度障害福祉課予算(案)の概要	36
2	平成14年度身体障害者更生援護施設事務費等の支弁単価(案)	42
3	平成14年度身体障害者保護費の補助基準額(案)	43
4	平成14年度在宅福祉事業費補助金の補助基準額(案)	45
5	平成14年度障害児施設及び知的障害者施設等の支弁単価(案)	46
6	平成14年度在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金の補助基準額(案)	48
7	平成12年10月1日社会福祉施設等調査の概要	51
8	心身障害児総合医療療育センター各種療育講習計画(平成14年度)	58

## I 說明・指示事項

## 1 訪問介護(ホームヘルプサービス)事業について

### (1) サービス提供体制の確保及び充実について

訪問介護員(ホームヘルパー)については、障害者プランにおいて45,300人(身体障害者、障害児、知的障害者及び難病分)を平成14年度までに計画的に上乗せすることとしており、平成14年度予算(案)では、目標どおり、3,600人増の45,300人分を計上したところである。

また、平成15年度からの支援費制度の施行を控えて、サービスの基盤整備が重要な課題であるため、平成14年度においては、ニーズを踏まえた基盤整備に向けて、より一層の取組に努められるとともに、市町村において障害者の需要を十分踏まえた制度の運用が図られるよう、次の点について、関係市町村への助言指導の徹底をお願いします。

ア 訪問介護(ホームヘルプサービス)は、障害者の地域生活を支援する基本的なサービスとして、より一層の充実を図っていく必要があることから、プライバシーに十分配慮の上、対象者の実態把握を的確に行い、地域の障害者のニーズ等を十分反映したサービスが提供できるよう、サービス提供体制の充実に努めること。

イ 身体障害者及び知的障害者等障害専任の訪問介護員(ホームヘルパー)の確保に当たっては、介護福祉士等の有資格者の確保に努めるとともに、障害の特性に対する理解や利用者との間における円滑なコミュニケーションが必要であること、同性によるサービス提供の要望があること等の観点から、在宅の障害者等の介護経験を有する者の活用を積極的に図るなど、個々の障害者の要望に対応できるよう努めること。

なお、このことは、外出介護員(ガイドヘルパー)についても同様である。

ウ サービス量の上限については、撤廃するようこれまで関係市町村への指導をお願いしてきたところであるが、未だに制限を設けている市町村に対しては、一般的なサービス量の制限を設けないよう引き続き指導するとともに、訪問介護員(ホームヘルパー)の確保が十分でないことや、重度の障害者等のため介護ができる者がいない等の理由で必要なサービスが提供できないということのないよう、サービス提供体制の充実を図ること。

エ サービスの提供に当たっては、その提供量を障害等級によって画一的に決定するのではなく、個々の障害者ごとの身体状況等を総合的に検討した上で、その必要性を判断すること。

オ 提供する便宜(サービス)の内容を決定する際には、実施主体である市町村が、運営要綱に列記している便宜(サービス)の内容を踏まえ、限定的にとらえることなく、個々の障害者ごとの要望やその必要性を判断して対応するよう、関係市町村に助言指導願いたい。

カ 市町村の本事業についての住民への広報が不十分なため、利用が低調なところもあるので、あらゆる機会を通じ、本事業の十分な周知を図ること。

## (2) 外出介護員(ガイドヘルパー)等について

外出時における移動の介護を行う外出介護(ガイドヘルプサービス)事業は、重度の視覚障害者及び脳性まひ者等全身性障害者の社会参加を促進する観点から重要な制度なので、未だ実施していない市町村に対して本事業を周知し、積極的に実施するよう指導願いたい。

また、外出介護(ガイドヘルプサービス)の実施に当たっても、訪問介護(ホームヘルプサービス)と同様、利用目的を限定的にとらえることなく、実施主体である市町村が、個々の障害者ごとの要望やその必要性を判断して対応するよう、関係市町村に助言指導願いたい。

なお、このことは知的障害者ホームヘルプサービス事業における「余暇活動等社会参加のための外出時における移動の介護」に係るサービスを提供する際においても同様であるので、配慮願いたい。

## (3) 障害児ホームヘルプサービス事業の運用について

本事業は、重度の障害のため日常生活を営むのに著しく困難な障害児のいる家庭にホームヘルパーを派遣して、適切な家事、介護等の日常生活を営むのに必要なサービスを提供するものであり、本事業の対象は、重度の障害児の属する家庭であつて、障害児又はその家族が障害児の入浴等の介護、家事等の便宜を必要とする場合となっている。

しかしながら、市町村によっては、家族の同居を理由に入浴等の介護や住居の掃除等の家事援助を提供しないなど、サービス内容を極めて限定して実施しているところが見受けられる。本事業において提供される便宜は、家族が同居しているとい

ないとかかわらず、利用者のニーズに応じて提供すべきものであるので、関係市町村に対し本事業の趣旨の一層の徹底及び助言を行い、本事業が適切に運用されるよう努められたい。

#### (4) ホームヘルパー養成研修事業等について

本事業は、障害者に対するホームヘルパーの養成及び確保を推進し、サービスの質の向上を図る観点から実施しているところであり、障害の特性や多様な要望に的確に対応することができるよう、本事業の積極的な実施に努められたい。

また、重度の視覚障害者及び脳性まひ者等全身性障害者の社会参加を促進するに当たっては、ガイドヘルパーが重要な役割を果たしているので、この養成及び確保についても特段の配慮をお願いする。

なお、平成14年度にあたっては、次の点に留意されたい。

ア 現に訪問介護員(ホームヘルパー)として活動している者や内定している者で、未だ採用時研修を受講していない者等、真に養成研修事業の受講を必要とする者が受講者枠の関係で受講することができないとの指摘を受けているので、各都道府県においては、ホームヘルパー養成研修事業としての指定を積極的に行うなど、研修受講機会の確保を図るとともに、受講者の選考に当たっても、このような者が優先的に受講できるように受講の必要性、優先順位等を十分勘案して選考するよう配慮願いたい。

イ 外出介護員(ガイドヘルパー)については、平成9年度より外出介護員(ガイドヘルパー)の養成研修事業に係る経費を予算計上し、平成13年度においては、新たに研修カリキュラムについて通知したところであるが、これにより、外出介護員(ガイドヘルパー)に必要な専門技術の習得に関する研修を積極的に実施し、適切なサービス提供ができるよう体制整備を図るとともに、その養成及び確保に努められたい。

## (5) 他制度との適用関係について

### ア 介護保険制度との適用関係

平成12年度から開始された介護保険制度と障害者施策との適用関係については、「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」（平成12年3月24日障企第16号・障障第8号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長通知、以下「適用通知」という。）により、その取扱いを示しているところである。

しかしながら、この適用通知の内容が関係市町村、関係事業者及び介護保険担当部局等の関係者に十分に周知されていないことに起因するトラブル(※)が未だ散見されるので、再度、この通知の趣旨を理解の上、必要な周知や指導等について配慮願いたい。

介護保険の被保険者となる前から障害者施策によるホームヘルプサービスを受けていた者はもとより、これら新たにホームヘルプサービスを受ける必要が生じた者についても、適用通知に示すように、介護保険では対応できない部分について障害者施策から必要なサービスが提供されるよう、対象者の状況を障害福祉担当部局において把握した上で、介護保険担当部局等と連携を図り、適切に対応するよう関係市町村に助言指導願いたい。

#### ※トラブル事例

施設から退所した場合や、親族等による介護を受けられなくなった等により、介護保険制度の施行後、新たに在宅サービスを受ける必要が生じた65以上(特定疾病による場合は40歳以上)の障害者について、適用通知の2の(1)の①(参考参照)で介護保険では対応できない部分について障害者施策から必要なサービスを提供できることとしている全身性障害者や聴覚障害者、視覚障害者等の要件に該当するにもかかわらず、障害者施策としてのサービスが提供されていない。

(参考)

「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」  
(平成12年3月24日障企第16号・障障第8号)～抜粋～

## 2. 在宅サービスについて

### (1) ホームヘルプサービス（訪問介護）

#### ① 適用・給付関係について

ホームヘルプサービスについては、介護保険と共通するサービスであるので、65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）の障害者が要介護又は要支援の状態となった場合は、要介護認定等を受け、原則として、介護保険の保険給付としてサービスを受けることとなる。

ただし、ガイドヘルプサービスについては、介護保険の保険給付にはないサービスなので、1.(3)において述べたとおり、引き続き障害者施策から受けることとなる。

なお、ホームヘルプサービスにおいては、介護保険法の保険給付に比べてより濃密なサービスが必要であると認められる全身性障害者（両上肢、両下肢のいずれにも障害が認められる肢体不自由1級の者及びこれと同等のサービスが必要であると市町村が認める者）については、社会生活の継続性を確保する観点から、介護保険では対応できない部分について、引き続き障害者施策から必要なサービスを提供することができることとする。なお、本措置については、①介護保険の1週間当たりの訪問通所サービス区分の支給限度基準額（平成12年3月1日老企第38号厚生省老人保健福祉局企画課長通知参照）まで介護保険のサービスを受ける場合であって、かつ、②介護保険の訪問介護（ホームヘルプサービス）を、①の基準額のおおむね5割以上利用する場合に対象とするものとする。

また、コミュニケーション援助等の固有のニーズに基づくサービスが必要であると認められる聴覚障害者及び視覚障害者並びに知的障害者や、通院介助等の固有のニーズに基づくサービスが必要であると認められる内部障害者について、介護保険の要介護認定等の結果、非該当と判定された場合には、引き続き障害者施策から必要なサービスを提供することができることとする。なお、非該当以外と判定された場合であっても、市町村が、障害の程度や家族の状況等も総合的に勘案し、社会生活の継続のために特に必要があると認めるときは、引き続き障害者施策から必要なサービスを提供することができる。

また、介護保険への円滑な移行を行うことを目的として発出した「介護保険への円滑な移行のための研修未受講のホームヘルパーに係る特例措置の平成13年度以降の取扱いについて」（平成13年3月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において、研修未受講のホームヘルパーに係る特例措置を示していたところであるが、先般、本措置の状況を含めたホームヘルプサービス事業の実施状況を把握することを目的として、各都道府県・指定都市・中核市に対し、調査を依頼したところであり、その集計結果を踏まえて、本措置の今後の取扱いを改めて示すこととしているので、ご了解願いたい。

## イ 生活保護制度との適用関係

生活保護法による介護扶助と障害者施策との適用関係等については、「介護扶助と障害者施策との適用関係等について」（平成12年3月31日社援保第18号厚生省社会・援護局保護課長通知）により、その取扱いが示されているところであるが、この通知の内容を障害福祉担当部局においても十分に把握した上で、適切に対応するよう関係市町村に助言指導願いたい。

## 2 身体障害者の地域生活の支援について

### (1) 日帰り介護(デイサービス)事業について

#### ア サービス提供体制の確保及び充実について

本事業は、障害者プランにおいて平成14年までに1,010ヶ所（身体障害者、知的障害者分）を計画的に整備することとしており、平成14年度予算(案)においては、目標どおり、新たに72ヶ所の運営費を計上したところである。

平成14年度においては、平成15年度からの支援費制度の施行に備え、ニーズを踏まえた基盤整備に向けて、より一層の取組に努められるとともに、次の点に留意のうえ、関係市町村に対し助言指導願いたい。

- 訪問介護員(ホームヘルパー)の派遣、短期入所事業(ショートステイ)の実施、市町村における相談業務等あらゆる機会を通じ、日帰り介護(デイサービス)事業の需要を把握すること。
- 事業実施に当たっては、利用者数や要望に応じ、適切な形態の日帰り介護(デイサービス)事業を検討すること。

#### イ 事業費補助方式への移行の促進について

本事業については、平成12年度から、これまでの1ヶ所当たりの単価による運営費補助方式から、利用人員1人当たりの単価による事業費補助方式に移行したところであるが、経過的に現行の運営費補助方式の選択も認めることとしていたところである。

しかしながら、平成15年度の支援費制度開始以降は、全ての事業が事業費補助方式へ移行することとなるので、未だ運営費補助方式を適用している事業については、平成14年度中に事業費補助方式への移行が図られるよう、関係市町村に対し助言指導願いたい。

なお、平成14年度においても、運営費補助方式を選択せざるを得ない場合は、引き続き経過措置を適用する予定である。

## (2) 短期入所(ショートステイ)事業について

### ア サービス提供体制の確保及び充実について

本事業は、障害者プランにおいて4,650床(身体障害者、障害児、知的障害者、精神障害者及び難病分)を平成14年度までに計画的に上乗せすることとしており、平成14年度予算(案)では、目標どおり、302床増の4,650床分を計上したところである。

平成14年度においては、平成15年度からの支援費制度の施行に備え、ニーズを踏まえた基盤整備に向けて、より一層の取組に努められるとともに、障害者施設のほか、医療法人及び民間事業者等も積極的に活用して障害者の要望に応えられるよう、関係市町村に対して助言指導願いたい。

### イ 遷延性意識障害者(児)等単価の設定について

#### (ア) 単価設定の趣旨等について

本事業については、平成14年度予算(案)において、常時の医学的管理を必要とする遷延性意識障害者(児)等のショートステイに対応するため、医療機関において受け入れる場合の単価を新たに設定することにより、医療機関における遷延性意識障害者(児)等の受入を促進し、遷延性意識障害者(児)等の福祉の増進を図ることとしているので、本取扱いの積極的な実施について、各市町村に対し助言指導願いたい。

なお、実施に当たっての詳細については、以下の内容とする予定であり、改めて通知することとしているので、ご了解願いたい。

#### ○遷延性意識障害者(児)等単価

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| ・生活保護世帯(社会的理由の場合) | 16,460円 |
| ・その他              | 14,910円 |

身体障害者短期入所事業及び障害児(者)短期入所事業における  
遷延性意識障害者(児)等単価の取扱いについて (案)

1 単価創設の趣旨

常時の医学的管理を必要とする遷延性意識障害者(児)等の短期入所(ショートステイ)に対応するため、医療機関において受け入れる場合の単価を新たに設定することにより、医療機関における遷延性意識障害者(児)等の受入を促進し、もって遷延性意識障害者(児)等の福祉の増進を図るものである。

2 適用対象者

(1) 遷延性意識障害者(児)及びこれに準ずる者

(認定基準)

次の各項目のうち5項目以上に該当する者

ア 自力移動の不能なもの

イ 意味のある発語を欠くもの

ウ 意志疎通を欠くもの

エ 視覚による認識を欠くもの

オ 原始的な咀嚼、嚥下等の可能なものでも自力での食事摂取不能なもの

カ 排泄失禁状態のもの

(2) 筋萎縮性側索硬化症等運動ニューロン疾患による障害者(児)

(認定基準)

医師により筋萎縮性側索硬化症等運動ニューロン疾患の分類に属する病名と診断された者

3 適用対象者の認定方法

医師の意見等に基づき実施機関が認定する。

4 実施施設

遷延性意識障害者(児)の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に保護することができることと予め市町村(特別区を含む)長が指定した医療機関とする。

(イ) 実施施設の確保について

本取扱いの推進に当たっては、委託先となる医療機関の確保が重要な課題であり、既に国立病院・療養所においては、実施主体となる自治体からの要請がある場合には、個々の実情に即して可能な限り協力するよう周知が図られている。

また、労災病院においては、その運営主体である労働福祉事業団が個々の実情に即して協力できるよう調整しており、現在2施設(関東労災病院及び関西労災病院)において受入可能な状態となっている。

については、各都道府県等におかれては、市町村に対し、事業の周知を図るとともに、医療機関との委託契約について積極的に実施されるよう助言指導願いたい。

### (3) 日常生活用具給付等事業について

#### ア 補助基準単価の見直しについて

本事業の補助基準単価については、各品目ごとに導入時の市場価格等を参考にして設定してきているところであるが、市場価格は流通状況や物価動向等により年々変動していることから、平成14年度においても市場の実態等が反映されるよう基準単価の見直しを行い、補助金の適正化及び効率化を図ることとしているので、留意願いたい。

#### イ 実施上の留意点について

日常生活用具の給付及び再給付の決定に当たっては、画一的な給付とならないよう、障害者ごとに日常生活や世帯構成等の状況を把握し、適格性や給付品目の必要性等を十分に勘案しながら必要な給付を行うよう、関係市町村へ助言指導願いたい。

### (4) 身体障害者健康診査事業について

身体障害者健康診査事業については、二次障害予防という観点から非常に重要であることから、次の点に留意の上、関係市町村に対し積極的な取組みについて十分助言指導願いたい。

- 実施医療機関、福祉事務所、地域医師会、保健所等関係機関との連携・調整を十分図ること。
- 受診者の利便を考慮し、身近な医療機関で実施することを含め、より身近なところで受診できるよう市町村を指導願いたいこと。
- 当該健康診査の結果は、身体障害者手帳の認定事務や障害基礎年金の等級決定のための診断に使用するものではないので、その趣旨を徹底願いたいこと。

## **(5) 身体障害者相談員について**

身体障害者相談員は、従来から障害者等の身近な相談者として、地域で重要な役割を果たしている。さらに平成12年度から施行された介護保険制度や、平成15年度から施行される支援費制度の導入などにより、利用契約に関する相談等地域の障害者に対する相談支援活動の充実がより一層求められている。

そのため、管下における相談員を確保(障害者概ね 200人に1人)していくとともに、従来から関係団体等において実施している研修会等を積極的に活用するなど、相談員の資質の向上を図られるよう配慮願いたい。

## **3 障害児・知的障害者の相談支援体制等の整備について**

### **(1) 障害児（者）地域療育等支援事業について**

本事業は、障害児・知的障害者の地域生活を支援するサービス提供システムを構築していく上で、不可欠の事業であることから、概ね人口30万人（障害保健福祉圏域）に2か所程度の実施施設を指定し、在宅の障害児、知的障害者、重症心身障害児（者）の生活する身近な地域で、療育等の相談、指導、各種サービスの利用の援助等が受けられる療育等支援施設事業を実施するとともに、これらの事業を重層的に支援するために、都道府県域に1か所の拠点施設を指定して、療育拠点施設事業を実施するものである。

療育等支援施設事業のうち地域生活支援事業は、一昨年の児童福祉法及び知的障害者福祉法の一部改正により、それぞれ、障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業として社会福祉事業に位置づけられ、地域における障害児・知的障害者の相談支援体制を整備する上で、重要な役割を果たすこととなる。

また、本事業の積極的な活用を促進するため、平成12年5月には、本事業が効果的に実施できるよう、「障害児（者）地域療育等支援事業実施要綱」を改正し、療育等支援施設事業の一部再委託の明示、地域生活支援事業のコーディネーターの活動の拠点の弾力化、登録人員の弾力化などを図ったところである。さらに、施設整備においても、異種施設間の相互利用等に係る環境改善整備として、本事業実施施設における障害種別の異なる障害児（者）への対応に必要な環境改善及びコーディネーターの業務、活動に必要なスペース等の確保が可能となるよう措置しているところである。

しかしながら、その取り組みが低調な地域（未実施の指定都市・中核市、障害保健福祉圏域で1か所しか実施していない地域）も見受けられることから、本事業の重要性を十分認識し、積極的な実施に努められたい。

なお、支援施設の指定に当たっては、同一の障害保健福祉圏域において複数の施設種別がある場合は同一にならないようにするなど地域のバランスを考慮されたい。

## (2) 市町村知的障害者福祉等担当職員特別研修事業について

一昨年の児童福祉法、知的障害者福祉法の一部改正により、平成15年度から知的障害者については、知的障害者の実情把握、相談及び指導、知的障害者更生施設等への入所に係る事務、職親の委託事務、短期入所事業に係る事務、知的障害者地域生活援助事業に係る事務が、障害児については、短期入所事業に係る事務がそれぞれ市町村に委譲されることとなった。

本事業は、都道府県から市町村に円滑に事務を委譲し、住民に最も身近な市町村において福祉サービスが適切に提供されるよう支援するため、都道府県に対する補助事業として、市町村の担当職員に対し、平成15年度以降新たに実施する事務について指導・研修を実施するものである。

なお、平成14年度が最終年であることから、各都道府県におかれては、当該事業の趣旨をご理解の上、遺漏のないよう実施されたい。

(参考) 障害者・知的障害者における各種福祉サービスの事務の実施主体

区 分	障害児関係	知的障害者関係
施設サービス	都道府県、指定都市	<u>都道府県、指定都市</u> <u>中核市、市及び福祉</u> <u>事務所設置町村</u>
在宅サービス ・日帰り介護(デイサービス)事業 ・訪問介護(ホームヘルプサービス)事業 ・短期入所(ショートステイ)事業  ・知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム)  ・日常生活用具給付等事業	市町村 市町村 <u>都道府県、指定都市</u>  市町村	市町村 市町村 <u>都道府県、指定都市</u> <u>中核市</u> <u>都道府県、指定都市</u> <u>中核市、市及び福祉</u> <u>事務所設置町村</u> 市町村

(注) 下線部分が平成15年4月に市町村に委譲される。

## 4 知的障害者の地域生活の支援について

### (1) 知的障害者地域生活援助（グループホーム）事業について

知的障害者が地域生活を送ることができるようにするため、知的障害者地域生活援助（グループホーム）事業の拡充に努めてきたところである。

平成14年度予算（案）においては、これまでの実施状況等を踏まえ、障害者プランの目標値（10,800人分（2,700か所））を超えて11,436人分（2,859か所）を計上したところであり、知的障害者の地域生活支援の観点から、引き続き都道府県等における積極的な実施をお願いしたい。

なお、バックアップ施設がグループホームの近くにない場合であっても、グループホームの近隣にある施設等と契約するなどにより支援体制を確保することができるのであれば、実施要綱中、第二の（2）「グループホームに対する支援体制の確立している地方公共団体及び社会福祉法人等」に該当するものとして認めることとしているので、こうした点にも留意されたい。

さらに、公営住宅法第45条及び公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条の規定に基づき、公営住宅については、グループホームとして社会福祉法人等に対し使用させることができることとされていることから、本事業の実施に当たっては、公営住宅がグループホームとして積極的に活用されるよう、建設部局との十分な連携をお願いしたい。

また、平成14年度においては、グループホームの設置と利用の促進を図るため入居対象者等の要件について見直しを検討しているところである。この詳細については、後日通知することとしている。

### (2) 知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）について

地域で生活する知的障害者の相談に応じ助言を与えるなど、地域生活に必要な支援を行う知的障害者生活支援事業については、各障害保健福祉圏域に生活支援ワーカーを1名配置することを目標に、その拡充を図ってきたところである。

については、未だ本事業を実施していない県等にあっては、積極的に取組まれるようお願いしたい。

なお、障害保健福祉圏域が広域であるため、圏域内1か所では地域全体のニーズに十分に対応することが困難であるなどの特別な理由がある場合には、そうした地域の実情を勘案して複数設置を認める方向で考えているので、個別に協議されたい。

### (3) 在宅知的障害者日帰り介護（デイサービス）事業について

在宅知的障害者日帰り介護（デイサービス）事業については、障害者プランに基づき計画的に拡大を図ってきたところであり、平成14年度予算（案）においては対前年度56か所増の232か所に対し運営費補助を実施することとしている。

また、平成12年度より知的障害者デイサービスセンター以外の公民館及び空き教室等でも事業が実施できるよう要件を緩和したところであり、重度の障害者の日中の活動の場として、身近なところでの利用が望まれることから、管内市町村に対し積極的な実施について助言指導をお願いしたい。

### (4) 知的障害者の成年後見制度等の利用支援について

知的障害者がサービスを利用する場合に、利用契約の締結に対する支援を行うことは非常に重要である。特に、平成15年4月から施行される支援費制度は、利用者が事業者から直接サービスの提供を受ける仕組みであることから、利用者本人と事業者の間でサービスの利用に係る契約を締結することが必要である。平成14年度の第3四半期以降から始まる支給決定、事業者との利用契約が円滑に行われるためにも、今後、利用契約に対する支援施策に積極的に取り組んでいくことが求められている。

このため、都道府県、市町村においては、本人の意思により契約が締結できるよう、平成11年度から実施している地域福祉権利擁護事業（社会・援護局所管）について一層の普及をお願いするとともに、意思能力が不十分な知的障害者については、成年後見制度について広報等により周知を図りたい。

なお、国においては、成年後見制度の利用による支援の充実を図るため、平成14年度予算案に「知的障害者の成年後見制度の利用支援」として、「介護予防・生活支援事業」（老健局所管）のメニュー事業の一つである「成年後見制度利用支援事業」の対象に、「知的障害者」を追加し、知的障害者が、知的障害者福祉法第27条の3に基づき、市町村長の申し立てにより成年後見制度を利用する場合にその手続きや後見活動に係る費用等について補助を行うこととしている。

都道府県・市町村においては、これらの補助事業の積極的な活用をお願いしたい

#### < 成年後見制度利用支援事業のポイント >

「成年後見制度の利用に係る経費に対する助成」の概要

①実施主体 市町村

②対象者

支援費制度における障害者福祉サービスを利用（福祉ホームの利用

等の支援費以外の契約による利用を含む。) しようとする身寄りのない知的障害者、又は身寄りがあってもそれらの者からの申し立てを期待することができない知的障害者

### ③補助対象

市町村が②の者について、福祉を図るために必要がある時に、知的障害者福祉法第27条の3に基づき、家庭裁判所に成年後見制度の申し立てを行った場合、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部

(参 考) 全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議（平成14年2月12日厚生労働省老健局）資料 219ページより抜粋

## (5) 成年後見制度利用支援事業

### ア 事業の趣旨

介護保険サービス、平成15年度からの導入が予定されている支援費制度における障害者福祉サービスの利用等の観点から、痴呆性高齢者又は知的障害者等にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難であること等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行うものである。

### イ 事業内容

#### (ア) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

- ① 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布
- ② 高齢者、知的障害者等の障害者やその家族に対する説明会の開催
- ③ 高齢者、知的障害者等の障害者やその家族に対する相談会の開催
- ④ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介
- ⑤ その他成年後見制度の利用促進に資する事業

#### (イ) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

##### ① 利用対象者

次のいずれにも該当する者

- a. 介護保険サービス又は支援費制度における障害者福祉サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない重度の痴呆性高齢者、知的障害者等
- b. 市町村が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第14条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者
- c. 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者

##### ② 助成対象経費

成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部

## **(5) 知的障害者相談員について**

知的障害者相談員は、従来から障害者等の身近な相談者として、地域で重要な役割を果たしているところである。平成15年度から施行される支援費制度の実施を控え、知的障害者相談員の役割として、①サービスの利用に関して相談に応じ助言を行うとともに、必要に応じて市町村の相談窓口、障害児（者）地域療育等支援事業者及び知的障害者ケアマネジメント従事者を紹介する、②サービス等について苦情を有する知的障害者がいる場合には、その者の意向を確認の上、市町村やサービス提供事業者等に対して、知的障害者本人が苦情を申し立てる際に同行する等の援助を行うことが期待される場所である。

こうした新たな需要に応える必要があるため、地域における相談員の確保を図るとともに、研修等により相談員の資質の向上に努め、地域における相談体制の充実を図らねばならない。

## **5 自閉症・発達障害支援センター（仮称）の創設について**

自閉症等への対応については、社会的な関心も高く、積極的な取り組みに対する要請も高まってきている。

自閉症児（者）については、自閉症に特有のコミュニケーションや人間関係の障害のための生活不適應から生ずる困難さや、家族等の負担感の軽減等への対応など自閉症児（者）等の特徴を踏まえたきめ細かな施策が必要とされている。

こうしたことから、平成14年度予算案において、自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）に対し、専門的な相談支援、療育サービス等を行う拠点として新たに「自閉症・発達障害支援センター（仮称）」を創設することが認められ、全国8か所を実施できるよう所要の予算が確保されたところである。

自閉症・発達障害支援センター（仮称）は、自閉症等施策を推進させる上で、地域における自閉症等施策の中核的な拠点機能を担うことが期待されているので、都道府県等においては、実施施設の適切な選定等について特段の配慮をお願いしたい。

なお、本事業に係る詳細について、現時点では次のように考えている。

(参 考) 自閉症・発達障害支援センター（仮称）の設置運営について(案)

## 1 実施主体

(1) 実施主体は、都道府県又は指定都市とする。

なお、実施主体は、自閉症・発達障害支援センター（以下「センター」という。）センターの行う事業の全部又は一部について、自閉症児施設、知的障害児施設、知的障害者施設等を運営する市町村（指定都市、中核市を含む。）及び社会福祉法人等に委託することができる。

(2) 社会福祉法人等は、実施主体の承認を得て、事業の一部について、その他の社会福祉法人等に委託することができる。

## 2 センターを附置する施設の選定

実施主体は、自閉症児（者）等に対する相談支援等に関する知見の活用、夜間・緊急時等への対応や一時保護等の施設機能の活用を図る観点から、自閉症児施設（第一種及び第二種）、知的障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、その他実施主体が適当と認める施設を選定。

## 3 対象者

事業の対象は、自閉症（知的障害を伴わない自閉症（高機能自閉症）を含む。）、アスペルガー症候群、レット症候群等、自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）。

## 4 事業の内容

センターは、次に定める事業を実施する。

(1) 自閉症児（者）等及びその家族に対する相談支援

自閉症等に関する各般の問題について、自閉症児（者）等及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言、並びに情報提供を実施。

(2) 自閉症児（者）等に対する療育相談支援

自閉症児（者）等の医学的・心理的な診断・判定を行うとともに、診断・判定結果を踏まえて、自閉症児（者）等とその家族に対する療育相談を実施。

(3) 自閉症児（者）等に対する就労相談支援

就労を望む自閉症児（者）等に対して、職業生活に関する相談に応じ、適切な指導又は助言、並びに情報提供を実施。

(4) 関係施設・関係機関等に対する普及啓発及び研修

自閉症等の特性等について普及啓発を図るとともに、関係施設・関係機関、

都道府県・市町村の障害福祉担当職員等の研修を実施。

(5) 関係施設・関係機関の連携

福祉、保健、医療、教育、就労の関係施設・関係機関が定期的に連絡協議会を開催し、自閉症児（者）等に対する総合的なサービスの在り方を検討。

5 職員の配置

センターに次の職員を配置する。

①相談支援を担当する職員

社会福祉士であって、自閉症児（者）等の援助・保護について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と実施主体が認める者

②療育支援を担当する職員

臨床心理士であって、自閉症児（者）等の診断・判定及び療育について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と実施主体が認める者

③就労支援を担当する職員

自閉症児（者）等の就労について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と実施主体が認める者

6 センターの設備

センターには、次の設備を設ける。ただし、センターを附置する施設の入所児（者）の処遇、施設の運営上問題がない場合には、センターを置いた施設の設備の全部又は一部を共有することができる。

①相談室・療育指導室 ②事務室 ③便所 ④玄関、その他必要な設備

7 1か所当り補助単価（年額） 25,328 千円

（初年度のみ初度調弁費 400千円を加算）

8 経費の負担

都道府県及び指定都市が事業のために支弁した経費については、別に定める「在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を実施。（補助率1/2）

9 施設・設備整備費

施設整備費 1か所当り国庫補助基準面積 84.4 m<sup>2</sup>

設備整備費 1か所当り国庫補助基準額 835,000円

## 6 障害児の療育支援について

### (1) 障害児通園（デイサービス）事業について

本事業は、通園の方法により、通園の指導になじむ知的障害、肢体不自由、視聴覚障害等の障害のある幼児及び学齢児（小学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部に就学している児童）を対象に、日常生活の基本動作の訓練や集団生活への適応の訓練を行うものである。

本事業は、障害の特性に応じ適切な指導を行うために必要な設備が設けられ、市町村が適当と認めたものであれば、実施することができるものである。

具体的には、単独施設を設けて実施されているほか、地域福祉センター、保育所障害関係施設、老人関係施設、児童館、身体障害者デイサービスセンター、医療機関、学校の空き教室等を活用して実施されている。また、対象児童が少ない等1市町村で実施が困難なところでは、複数の市町村が共同して実施しているところもある。

については、実施施設が広範であることや、複数の市町村が共同実施していることも参考にして、本事業を未だ実施していない市町村に対して、事業の周知を図るとともに、積極的に実施されるよう助言指導願いたい。

### (2) 重症心身障害児（者）通園事業について

本事業は、在宅で生活する重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複する重症心身障害児・者に対し、通園の方法により日常生活動作、機能訓練等必要な療育を行うことにより、運動機能等の発達を促すとともに、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る事業である。

本事業を実施するに当たり、次の事項に留意の上、管下の実施施設に対して指導方願います。

ア 本事業は、障害者プランの計画期間において、各都道府県、指定都市ごとに、A型は1か所、B型は3か所で実施することとしているが、これにかかわらず、地域の実情に応じて弾力的に国庫補助の採択を行うこととしており、又、B型については、重症心身障害児（者）の受け入れ体制に支障がない場合は、身体障害者療護施設や地方公共団体の単独施設等で実施可能といった弾力的な取扱いをしているところであるので、本事業を積極的に実施されるようお願いする。

イ 平成13年度の実施状況をみると、特に専門的機能を有する重症心身障害児施設における実施が約4割程度に止まっているところであり、重症心身障害児施設が2つ以上あるにもかかわらず、A型を実施していない県、中核市(約10程度)においては、本事業を積極的に実施されるようお願いする。

### (3) 難聴幼児通園施設の運営について

難聴幼児通園施設は、強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて指導訓練を行う施設であるが、中には、その機能が十分に活用されていないところも見受けられる。

平成12年に「新生児聴覚検査事業実施要綱」が示され、今後、益々難聴幼児に対する早期療育が重要となることから、次の事項に留意の上、難聴幼児の早期療育が実施できる体制の整備に努められたい。

ア 当該施設が設置されている都県、指定都市においては、新生児聴覚検査により発見された児童を含め、地域内の難聴幼児の把握に努め、児童相談所等の関係機関への周知と十分な連携を図ることにより、利用促進・活性化に努めること。

イ 当該施設が設置されていない道府県、指定都市においては、同検査により発見された児童を含めた地域内のニーズに応じ、難聴幼児通園施設の設置に努めるとともに、障害児通園(デイサービス)事業などの活用を図ること。

## 7 福祉施策と雇用施策の一体的推進について

### (1) 障害者就業・生活支援センター(仮称)事業について

平成11年度から労働行政と福祉行政の連携事業としてモデル的に実施してきた「障害者就業・生活総合支援事業」の成果を踏まえ、身近な地域で雇用、保健福祉教育等の関係機関のネットワークを形成し、障害者の就業支援及び生活支援が一体的に行われるよう、「障害者就業・生活支援センター(仮称)事業」を創設することとし、平成14年度予算(案)においては、47か所を予定している。

なお、本センターは、「障害者の雇用の促進に関する法律」を改正し、同法上のセンターとして位置付ける予定である。

## 障害者就業・生活支援センター（仮称）事業の概要（案）

### ○目的

障害者就業・生活支援センター（仮称）（以下センターという。）は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的としている

### ○センターの指定

都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民法法人（社団法人及び財団法人）、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は医療法人であって次の基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

- ① 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- ② ①のほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、支援対象障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。

### ○支援対象障害者

センターの支援の対象とする障害者（以下「支援対象障害者」という。）は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者。具体的には、以下に該当する者である。

- ① 就職し、継続的に雇用されるため、就業に係る支援と同時に日常生活において相当程度の支援が必要な者
- ② 一旦就職したものの職場不適應を起し離職若しくは休職するおそれがある者、又は職場不適應により離職した若しくは休職している者など職場定着のために継続的な支援が必要な者

### ○事業内容

「障害者就業・生活支援センター」（仮称）は、離職した障害者、在職障害者等

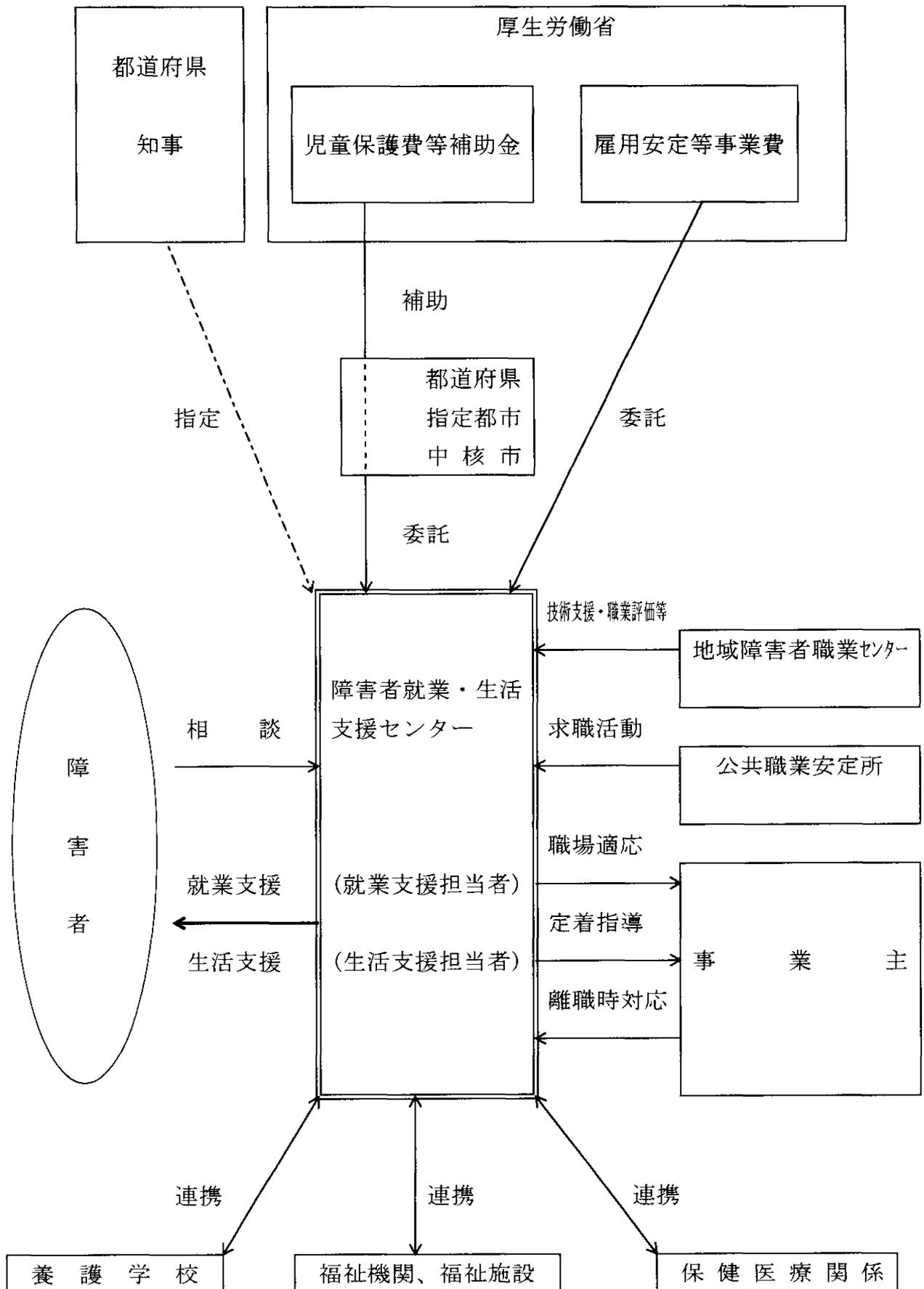
を対象に、就業支援及び生活支援を行うため、次の取組を行うこととしている。

- ① 離職した障害者等について就業に関する相談及びこれに伴う日常生活上の相談
- ② 公共職業安定所、事業主との調整等、障害者の求職活動についての支援
- ③ 障害者に対する職業準備訓練のあっせん、職場実習先との調整
- ④ 就職後の障害者に対する必要な助言、事業主に対する障害者の就職後の雇用管理に係る助言
- ⑤ 養護学校等を卒業して就職した障害者に対するフォローアップ
- ⑥ 障害者雇用支援者に関する情報の収集・提供、障害者雇用支援者に対する研修

○ 1か所当たりの経費（全国47か所で実施予定）

- ・ 労働保険特別会計雇用勘定（委託費） 8,937千円の予定、支援担当者2人
- ・ 一般会計（児童保護費等補助金） 5,362千円の予定、支援担当者1人  
(国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2)

障害者就業・生活支援センター（仮称）イメージ図



## (2) 施設外授産の活用による就職促進モデル事業について

本事業は、労働行政との連携施策として、障害者授産施設の入所者が企業等の事業所において授産活動を行うとともに、当該障害者に対して、公共職業安定所が職業相談、個別求人開拓、職場定着の支援等を行うことにより、授産施設入所又は通所者の就職を促進するものであり、平成14年度の予算（案）においては、16か所の都道府県での実施を予定している。

本事業は、障害者にとって一般就労する前に企業等において実践的な訓練を行うことで、作業能力の向上や一般就労へ向けた動機づけを図る。

また、障害者の雇用がそれほど進んでいない企業等においても障害者雇用に関する理解が深まることにより、障害者の雇用促進につながることを期待している。

本事業の実施要綱は、平成13年11月7日障発第485号障害保健福祉部長通知によりお示ししたところであるが、本事業の概略は以下のとおりであるので、積極的な取り組みをお願いしたい。

### 施設外授産の活用による就職促進モデル事業の概略

#### (目的)

本事業は、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設又は精神障害者授産施設に入所又は通所する者が、授産施設に作業を発注する企業等の事業所において授産活動を行うとともに、授産活動終了後に公共職業安定所等が職業相談、個別求人開拓、職場定着の支援を行うこと等により、授産施設から一般就労へ結びつける支援体制のあり方を検証し、障害者の就職促進を図るもの。

#### (事業の内容)

##### 1 施設外授産の活用による就職促進モデル事業推進委員会の設置・運営

都道府県労働局、地域障害者職業センター、授産施設、委託企業等の関係者で構成される施設外授産の活用による就職促進モデル事業推進委員会を設置し、次の事項について検討。

- (1) 就職支援の取り組み方
- (2) 就職促進のための関係機関との連携のあり方
- (3) 効果的支援策のあり方
- (4) 施設外授産の活用による就職促進モデル事業の評価・報告
- (5) その他委員会で検討が必要と判断した事項

## 2 施設外授産の活用による就職促進モデル事業

### (1) 事業内容

授産施設が委託企業から一定の業務委託を受け、授産施設に入所している障害者が委託企業の事業所において、労働法規等に照らし適正な方法で授産活動を行うことにより、委託企業との連携を深め、授産活動終了後の就職支援により、企業等への就職を促進する。

### (2) 対象者

授産施設に入所している障害者であって、一般就労への移行が可能であり、かつ、一般就労を希望する者。

なお、事業の実施にあたっては、事前に対象となる障害者に対して事業内容等を十分説明し、その了解を得る必要がある。

### (3) 実施施設の選定

都道府県は、この事業を適正かつ確実に行うことができると認められる授産施設を選定。

(原則として身体障害、知的障害、精神障害別に各1施設)

### (4) 施設外授産指導員の実施施設への配置

### (5) 施設外授産指導員の業務

実施施設職員の強力を得て、以下の業務を実施

- ア 事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の状況把握
- イ 委託企業の選定及び委託企業における作業の実施に向けての調整
- ウ 作業指導等、対象者が施設外授産を行うために必要な支援
- エ 施設外授産についてのノウハウの蓄積及び授産施設への提供
- オ 委託企業や対象者の家族との連携
- カ 事業推進委員会への出席
- キ その他上記以外に必要な業務

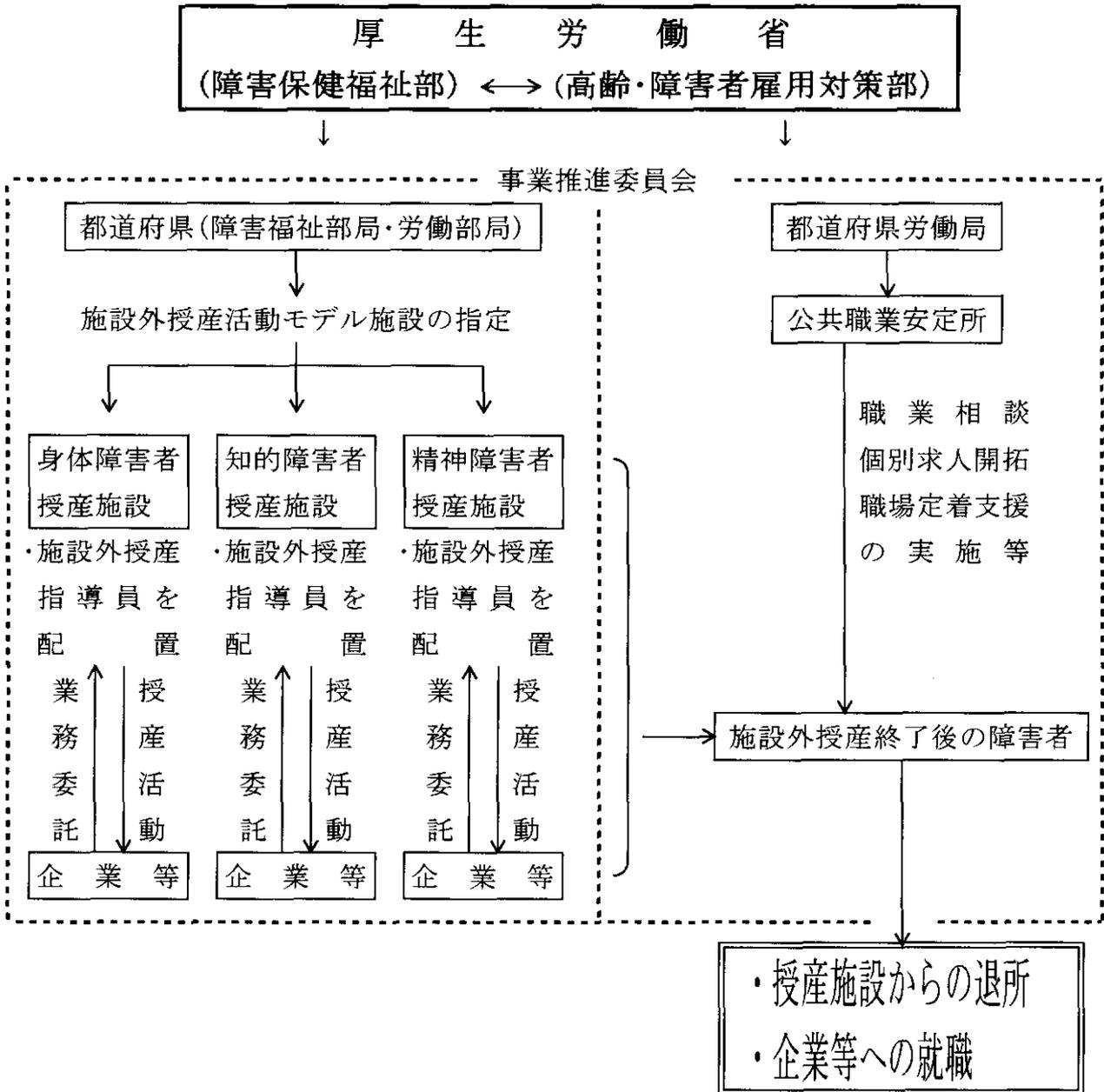
### (6) 関係機関との連携

都道府県及び実施施設は、この事業の実施について、都道府県労働局、地域障害者職業センター、公共職業安定所、委託企業等の関係機関と連携を密にし、事業が円滑に行われるように努める。

特に、対象者が授産活動の終了後一般就労に移行できるよう、公共職業安定所において、職業相談、個別求人開拓、職場定着の援助を行うなど、就職に結びつけるための支援を行うこととしているので、労働行政との連携に遺漏なきを期すること。

(別添)

### 施設外授産の活用による就職促進モデル事業の流れ図



## 8 授産活動の支援について

### (1) 小規模通所授産施設の活動支援について

小規模作業所の運営の安定化を図り、身近な地域における障害者の授産活動を支援する観点から、先般の社会福祉事業法等の一部改正により小規模通所授産施設を法定化し、平成13年度から運営費及び施設・設備整備費に対する補助を行っている。

平成14年度予算案においては、身体障害、知的障害、精神障害の3障害合わせて120か所増（120か所→240か所）を図ったところであるので、都道府県等においては、引き続き小規模作業所からの法定施設への移行について、社会福祉法人化への指導など特段のご配慮をお願いするとともに、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

なお、小規模作業所に対する国庫補助については、前年度同額の予算額を確保したところであり、引き続き適切な助成を実施していくこととしている。

### (2) 授産施設の活性化について

#### ア 授産活動活性化特別対策事業の実施について

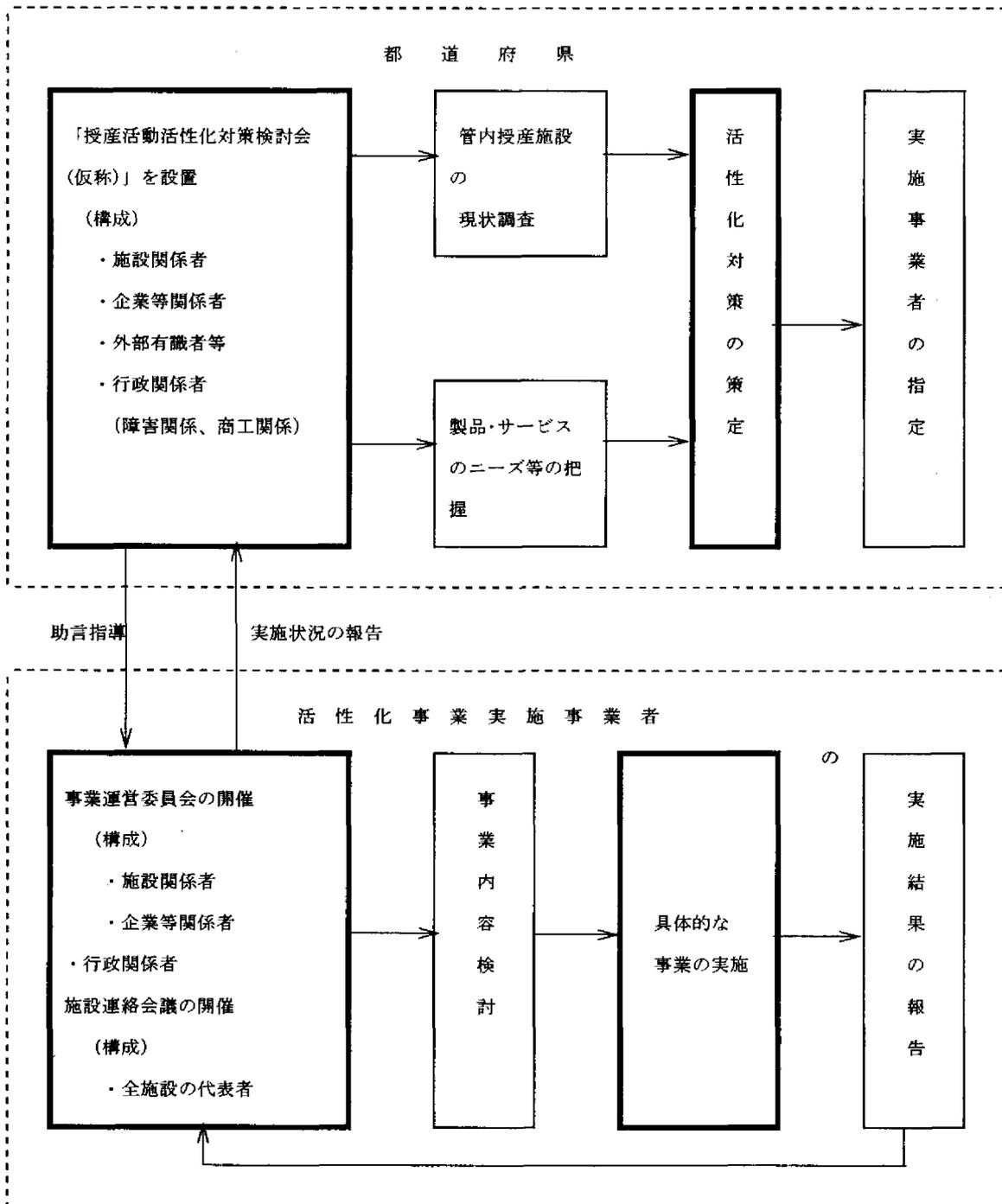
本事業は、平成12年度から、授産活動の活性化のための特別事業として実施しているところであるが、平成14年度予算(案)においては、11ヶ所増の27ヶ所での実施を予定している。

また、本事業は、各都道府県において、管内の授産施設等の活動状況を把握した上で、授産施設関係者、企業関係者等の参画を得て基本的な授産活動の活性化対策を策定し、これに基づき都道府県が指定した社会福祉法人等を中心にして、授産活動の活性化のために必要な事業を実施するものである。

よって、本事業の実施に当たっては、下表に掲げるような実施体制の下、商工関係部局の協力も得ながら、地域のニーズ把握や管下授産施設等との連携による効果的な事業を実施するなど、実効性のある活性化対策を策定することが肝要である。

については、未実施の都道府県においては、これらを踏まえ、平成14年度からの積極的な事業実施について検討いただくとともに、平成13年度より事業を実施している都道府県においては、引き続き、効果的な事業実施を行っていただくとともに、平成13年度に事業が終了する都道府県においては、今後とも、将来にわたって本事業の効果が継続するような体制整備に努められたい。

- 補助先 都道府県
- 補助基準額 1 都道府県当たり 7, 500 千円
- 補助率 定額 (1 / 2 相当)
- 補助期間 2 年間を限度とする。
- 実施体制の例示



(参考) 授産活動活性化特別対策事業の実施状況 (平成13年度)

[特に多かった事業]

- ・授産製品カタログの作成やホームページの開設等による広報促進  
(県内総合カタログの作成・配布、ホームページにおけるカタログ掲載、授産施設マップの作成等により、一般市民への広報を促進)
- ・インターネット等を活用しての通信販売の実施  
(インターネットの活用、電話・FAX注文用紙の作成等により、効率的な販売システムを構築)
- ・授産製品コンクールの開催  
(新開発製品コンクールの実施、バザーにおける受賞製品の販売等により、開発・製作意欲を助長)
- ・常設店舗の設置  
(県立施設、大規模小売店舗、駅ビル食品フロア、百貨店催事コーナー等への出店により、一般市民の認知度アップを図る)
- ・商品開発等のための研修会の開催  
(魅力あるデザイン、パッケージ等の開発、技術アドバイザーの活用等により、魅力ある商品づくりを展開)
- ・共同受注・生産・在庫管理システムの構築  
(受注作業の分担、生産規格の統一、在庫の集中管理等により、運営の効率化を推進)

[その他特徴のある事業]

- ・障害者の個性を生かした商品の開発  
(芸術的才能を有する者のデザインの活用等により、魅力ある商品づくりを展開)
- ・県庁等への訪問販売  
(県庁等への出張訪問販売、県職員生協を經由した物品販売等により、販売を促進)

## イ 授産施設等の製品等の利用促進について

近年の不況の影響を受けて、授産施設等における授産活動に支障が生じている状況を踏まえ、平成11年8月31日付け障第568号「授産施設等の製品等の利用促進について」により、授産施設における受注機会の確保などをお願いしているところであるが、以下にお示しする具体的事例を参照の上、さらなる利用促進について配慮願いたい。

### (参考)

- 発注の具体例
  - ・印刷業務  
職員録、職員名刺、封筒、予算書、ポスター、記念誌、各種書類等
  - ・業務委託  
クリーニング、会議のテープ起こし、チラシの折り込み作業、除草作業、清掃業務、物品の配布、会場装飾、ペットボトル分別回収、ホームページ作成等
  - ・庁用物品  
時計、茶器、テーブル、石鹸、ゴミ袋、係名表示板等
  - ・福祉大会、体育大会等記念品  
時計、レターセット、フォトフレーム、七宝焼メダル、コースター、木工製品、クッキー、タオル、Tシャツ、手芸品等
  - ・会議、業務用物品  
ネームプレート、手提げ袋、茶菓、作業服、席札等
  - ・啓発用物品  
手芸品、陶芸品、紙製品等
- その他の取り組み事例
  - ・福祉大会、体育大会等での授産製品の展示販売
  - ・福祉センター等における授産製品の展示コーナーの設置
  - ・大口事業所に対する授産製品の利用促進依頼
  - ・授産製品紹介のホームページ作成
  - ・広報誌への掲載
  - ・庁内電子掲示板での掲載

## 9 障害者施設の整備等について

障害者の施設福祉の推進については、引き続き、障害者の地域生活支援の強化に係る施設整備を重点的に行うこととしており、在宅福祉施策の推進とあわせて、施設から地域生活に移行できる取り組みを積極的に進めていくこととしている。

そのため、施設においても、在宅サービス提供機能を付与し、利用者の視点に立った障害者の地域生活支援の充実を図ることとしているところであり、障害者施設の専門的機能を活用した地域生活の支援事業の積極的な実施についても指導方願います。

### (1) 障害者施設の整備について

障害者施設の整備については、障害者プランに基づき、平成14年度末の整備目標に向けて計画的に整備していくこととしている。

施設整備の協議に当たっては、平成8年11月15日付障企第219号障害保健福祉部長通知「厚生省関係障害者プランの推進方策について」に示されている障害者計画、障害保健福祉圏域の設定状況等を十分考慮の上、整備計画を立てるとともに、施設整備費の適切な執行を図る観点から、国庫補助協議対象施設の精査に努められたい。

- 障害者計画、障害保健福祉圏域の設定状況等を踏まえ、施設整備の必要性を総合的に検討し、真に緊急性の高い施設の整備を優先させること。

整備計画に当たっては、整備する圏域内の市町村障害者計画が策定されていることが必要と考えており、その内容を把握したうえでの整備計画であること  
なお、広域的な観点から複数の市町村の連携による施設整備の促進にも留意されたいこと。

また、指定都市、中核市の所在する道府県においては、当該市との調整が十分に行われたものであること。

- 施設整備に当たっては、単に入所待機者が多いことのみで判断せず、待機者の生活状況、ホームヘルプサービス、デイサービス及びショートステイ等の在宅福祉サービスの活用状況や今後の提供体制の見通しなどについて点検したうえで、入所の必要性の判断を行われたい。
- 近年、障害者施設の施設整備において、近隣住民から反対が生じるケースが増加しており、その中には、近隣住民に対する説明や対応が不十分なものも

見受けられる。

障害者の地域生活支援を進めていくためには、地域の方々の理解や協力が必要であるので、施設の整備においても、できるだけ早い段階で、正確でわかりやすい情報を近隣住民に伝え、説明するとともに、設置主体である社会福祉法人等に任せきりにするのではなく、各都道府県、指定都市、中核市と併せて地元市町村も協同で対応するようお願いする。

#### ○ 身体障害者療護施設の整備について

身体障害者療護施設については、原則として、デイサービスセンターとの併設及びショートステイ専用居室、ALS（筋萎縮性側索硬化症）等専用居室の整備を採択の要件としていることに留意されたい。

#### ○ 聴覚障害者情報提供施設の整備について

視聴覚障害者の生活の質（QOL）の向上のためには、情報提供の充実が重要である。点字図書館については、全都道府県において設置されているのに対し、字幕（手話）入りビデオカセットの製作、貸し出し事業、相談事業等を行う聴覚障害者情報提供施設は、制度の発足が遅かったこともあり、整備が遅れている状況にある。

このため、当面各都道府県に最低1か所を目標として整備の促進を図りたいと考えているところであり、未だ設置されていない道府県においては積極的に整備を行うようお願いする。

なお、本施設を運営する事業は第2種社会福祉事業であり、その運営主体は社会福祉法人に限定されるものではないことから、民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する法人等、本施設を適切に運営できる法人を積極的に活用する等によりその整備の促進を図られたい。

#### ○ 知的障害者更生施設等の整備について

知的障害者更生施設等の整備に当たっては、単に待機者が解消されるということのみならず、事業予定者が知的障害者の障害特性を十分に理解した上、適切な入所者処遇方針を有しているとともに、地域生活支援に向けて積極的に取り組む意欲を有していることを確認されたい。

また、地元自治体においても当該施設との協力の下に、在宅福祉サービスの推進や公営住宅等の提供による地域生活援助事業（グループホーム）の支援を行う等、公民一体となって知的障害者の福祉に多様な取り組みがなされることを前提とした施設整備の推進に努められたい。

なお、平成14年度の新規国庫補助協議については、「平成14年度障害者

施設の整備に係る協議基準について」（平成14年1月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき協議を受け、現在、協議内容を審査しているところであるが、知的障害者更生施設の入所施設については、協議地方自治体の障害者計画、圏域での整備状況及び市町村障害者計画の策定状況、在宅福祉サービスの取り組み状況等を踏まえ、その必要性等を精査のうえ、採択することとしているので了知されたい。

#### ○ 自閉症・発達障害支援センター（仮称）に対する補助制度の創設

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）に対し、専門的な相談支援、療育等の支援を行う当該センターを自閉症児施設、知的障害児・者施設に附置するための整備を行う。

（設置主体） 都道府県、指定都市、中核市、市町村、社会福祉法人  
（施設整備費）国庫補助基準面積 1施設 84.4㎡  
（設備整備費）国庫補助基準額 835,000円

### (2) 障害者・児施設のサービス共通評価基準の活用について

障害者・児施設のサービス共通評価基準は、障害者・児施設において実施されているサービスを検証するためのものであると同時に、社会福祉法第78条（福祉サービス向上のための措置）の趣旨を踏まえ、「利用者にとって質の高いサービスとはいかなるものか」といったことを示すものである。

同基準については、昨年度と同様に、関係障害者施設においてサービスの自己評価として活用していただくよう通知し、その結果について、各都道府県等を通じて実施報告をいただいている。

この報告によると、関係施設の約8割が評価を実施しており、「施設の現状の再認識や改善点などの把握ができ、今後の課題が明確になった」等の意見に加え、「マニュアルなどの文書化について理解できた」、「今後、マニュアル作成を検討していく」といった意見が多数寄せられており、自己評価の実施が一定の成果を収めたと言える。また、2か年継続したことにより、自己評価の意義や必要性の理解促進につながったと言える。

なお、実施結果報告の詳細については今年度末までにお知らせする予定である。

また、今年度の実施結果報告に基づき、評価基準の必要な見直しを行い、来年度の第1四半期に評価基準の修正版をお示しする予定であり、これをもって一応の最終版とすることとしている。

今後、各都道府県等において、障害者・児施設のサービスの質の向上に向けた取り組みを行うに当たって、本評価基準を活用していただくようお願いする。

## 10 障害者福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について

施設整備費の不正受給、人権侵害の防止等については、機会あるごとに要請してきているところであるが、依然としてこれら不祥事が発生していることは、誠に遺憾である。

については、以下のような事項に留意の上、平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」に基づき、管下社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監督に万全を期されたい。

### (1) 施設整備に係る不正の防止について

社会福祉施設整備費に係る不正受給等の防止については、かねてから指導監督の徹底をお願いしているところであるが、依然として、こうした不正な事例が生じており、引き続き、施設整備業務の再点検の強化と未然防止策の検討を行い、再発防止に努められたい。

### (2) 人権侵害等の防止について

障害者の福祉の向上を図ることを目的としている社会福祉施設において、体罰等の人権侵害事例が見られることは、社会福祉事業について信頼を損い、また、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる他の同種施設までが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。

このような不祥事が発生した場合は、その背景、事実関係の究明、法人及び関係者の責任の明確化、再発防止への取り組み、社会福祉法の規定に基づき講じた措置等一連の顛末を整理することにより、今後の不祥事の未然防止を図るとともに類似例が発生した場合の迅速な対応が行えるよう情報の集約を図られたい。

また、指導監査等の実効性を高めるためにも、福祉事務所にあつては、措置権者として、援護の委託をした知的障害者に対する処遇状況を適宜把握し、都道府県等が法人・施設の指導監査を行う際には、予め関係福祉事務所から入所者の処遇状況に関する情報を徴した上で、指導監査に努められたい。

### (3) 不正・不明瞭な経理処理の防止について

社会福祉施設の経理処理に当たっては、社会福祉法及び関係通知等に基づき適正な記録と透明性の確保を図ることが重要であるが、依然として、経理処理に関する不正・不明瞭な事例が生じ、社会問題化するケースが見受けられる。

都道府県等においては、不正・不明瞭な経理処理の防止を図る観点から、一層の指導監督の徹底に努められたい。

## II 資 料

# 1 平成14年度障害福祉課予算(案)の概要

事 項	平成13年度 予 算 額	平成14年度 予 算 ( 案 )	差 引 増△減額	概 要
	千円	千円	千円	
(項)身体障害者保護費				
1. 在宅福祉対策費	8,956,427	9,905,772	949,345	(1)市町村在宅福祉事業費 7,887,227千円→8,836,572千円  ①身体障害者日帰り介護(デイサービス)事業費 7,792,381千円→8,727,915千円 ・実施か所数 830か所→900か所 (70か所増 1月実施) ・訪問入浴サービス実施か所数 105か所→105か所  ②身体障害者福祉ホーム運営事業費 86,196千円→100,598千円 ・実施か所数 44か所→51か所 (7か所増)  ③身体障害者保健対策事業費 8,650千円→8,059千円  (2)通所援護事業助成費補助金 ・在宅重度障害者通所援護事業費 (小規模作業所) 1,069,200千円→1,069,200千円 ・実施か所数 972か所→972か所
2. 施設福祉対策費	3,332,722	3,502,530	169,808	(1)身体障害者福祉工場等の運営費 2,999,445千円→2,960,540千円  (2)小規模通所授産施設の運営費 185,625千円→412,500千円 ・実施か所数 45か所→85か所 (40か所増 7月実施)  (3)授産活動活性化特別対策費 120,000千円→101,250千円 ・実施か所数 27か所 (継続16、新規11)  (4)施設外授産の活用による就職促進モデル事業 <b>労働行政との連携</b> 27,652千円→28,240千円 ・実施か所数 16か所→16か所

事 項	平成13年度 予 算 額	平成14年度 予 算 ( 案 )	差 引 増△減額	概 要
	千円	千円	千円	
3. 更生訓練費等 給付費	256,563	256,555	△8	(1) 更生訓練費 213,147千円→213,085千円 (2) 施設入所者就職支度金 43,416千円→43,470千円
4. 更生医療給付費等	124,873	124,873	0	訪問診査費
5. 更生援護施設 事務費	73,510,199	76,233,660	2,723,461	(1) 身体障害者療護施設における特別介 護経費加算 (筋萎縮性側索硬化症(ALS)加算) 308人→395人(87人増) (2) 筋萎縮性側索硬化症(ALS)による障 害者を受け入れる身体障害者療護施 設の体制の充実 ・神経内科医(嘱託)加算 200か所→251か所(51か所増) ・非常勤看護婦加算 108か所→144か所(36か所増)
(項) 児童保護費				
1. 措置費等	268,678,162	279,174,909	10,496,747	(1) 措置費等 268,530,885千円→278,822,169千円 (2) 小規模通所授産施設の運営費 119,625千円→324,500千円 ・実施か所数 29か所→69か所 (40か所増 7月実施) (3) 施設外授産の活用による就職促進モ デル事業 <u>労働行政との連携</u> 27,652千円→28,240千円 ・実施か所数 16か所→16か所
2. 在宅心身障害児 (者)福祉対策費	18,354,120	20,780,555	2,426,435	(1) 心身障害児(者)日帰り介護(ﾃﾞｲｶｰ ﾋﾞｽ)事業費 4,530,035千円→5,105,784千円 ①障害児通園(ﾃﾞｲｶｰﾋﾞｽ)事業費 3,082,882千円→3,183,203千円 ・実施か所数 592か所→632か所 (40か所増 10月実施)

事 項	平成13年度 予 算 額	平成14年度 予 算 ( 案 )	差 引 増△減額	概 要
	千円	千円	千円	
				<p>②在宅知的障害者日帰り介護（サービス）事業費 1,447,153千円→1,922,581千円 ・実施か所数 176か所→232か所 (56か所増 10月実施)</p> <p>(2)心身障害児(者)地域療育等事業費 12,797,785千円→14,648,471千円</p> <p>①障害児(者)地域療育等支援事業 3,215,076千円→3,534,967千円 ・実施か所数 500か所→560か所 (60か所増 10月実施)</p> <p>②施設地域療育事業 2,369,426千円→2,583,384千円</p> <p>7.心身障害児(者)巡回療育相談等事業 41,441千円→43,922千円</p> <p>4.障害児(者)短期入所(ショートステイ)事業 2,327,985千円→2,539,462千円 ・対象ベッド数2,317床→2,500床 (183床増)</p> <p>⑧遷延性意識障害児等単価の設定 ・生活保護世帯(社会的理由の場合) 16,460円 ・その他 14,910円</p> <p>③知的障害者生活支援事業 (生活支援ワーカー) 285,976千円→331,157千円 ・実施か所数 121か所→126か所 (5か所増 10月実施)</p> <p>④障害者就業・生活支援センター (仮称)事業 <span style="border: 1px solid black;">労働行政との連携</span> ET事業32,375千円→126,028千円 ・実施か所数 ET12か所→47か所 (35か所増)</p> <p>⑤知的障害者福祉ホーム運営事業 118,670千円→120,316千円 ・実施か所数 87か所→87か所</p> <p>⑥知的障害児(者)相談等事業 15,238千円→15,238千円</p>

事 項	平成13年度 予 算 額	平成14年度 予 算 ( 案 )	差 引 増△減額	概 要
	千円	千円	千円	
(項) 社会福祉諸費  1. 在宅福祉事業費等 補助金	30,562,859	32,491,761	1,928,902	<p>7. 知的障害者巡回相談事業 8,753千円→8,753千円</p> <p>4. 知的障害者療育手帳交付事業 6,485千円→6,485千円</p> <p>⑦知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム) 4,643,796千円→5,513,761千円 ・実施か所数2,459か所→2,859か所 (400か所増 10月実施)</p> <p>⑧重症心身障害児(者)通園事業 2,087,524千円→2,291,005千円 ・実施か所数 A型52か所→59か所 (7か所増 1月実施) B型141か所→161か所 (20か所増 1月実施)</p> <p>⑨知的障害者福祉等担当職員特別研 修事業費 29,704千円→29,704千円</p> <p>新⑩自閉症・発達障害支援センター (仮称)の運営費補助の創設 0千円→102,911千円 ・実施か所数 8か所 1施設当たり 約25百万円 国庫補助率 1/2</p> <p>(3)通所援護事業助成費補助金 知的障害者通所援護事業助成費 (小規模作業所) 1,026,300千円→1,026,300千円 ・実施か所数 933か所→933か所</p> <p>(1) 居宅介護等事業費 26,720,404千円→27,377,922千円</p> <p>①訪問介護(ホームヘルプサービス)事業費 ・訪問介護員(ホームヘルパー)の増員 38,100人→41,300人(3,200人増)</p> <p>②訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修事 業費</p>

事 項	平成13年度 予 算 額	平成14年度 予 算 ( 案 )	差 引 増△減額	概 要
	千円	千円	千円	
<p>(項)厚生労働本省</p> <p>① 支援費制度施行準備経費</p>	0	11,438	11,438	<p>(2)身体障害者短期入所事業費 1,363,111千円→1,516,919千円</p> <p>①対象ベッド数 1,460床→1,600床(140床増)</p> <p>②家庭介護(ホムケア)促進事業 ・対象者 3,394人→3,754人 (360人増)</p> <p>③遷延性意識障害者等単価の設定 ・生活保護世帯(社会的理由の場合) 16,460円 ・その他 14,910円</p> <p>(3)日常生活用具給付等事業費 2,479,344千円→2,479,344千円</p> <p>④支援費制度施行準備経費 0千円→1,117,576千円</p> <p>①都道府県・指定都市・中核市分 ア 支援費支給決定に係る市町村職員に対する打合せ会開催経費 イ 障害程度区分認定の支援に係る経費 ウ 事業者情報提供に係る経費 エ 支援費関係事務処理システム開発に係る経費(中核市を除く)</p> <p>②市町村分 ア 受給者証交付及び受給者台帳の整備に係る経費 イ 申請勧奨に係る経費 ウ 広報啓発費 エ 障害程度区分決定円滑化に係る経費</p> <p>(1)都道府県・指定都市・中核市事務担当者等の打合せ会費 (2)市町村事務処理要領作成費 (3)広報啓発費</p>

事 項	平成13年度	平成14年度	差 引	概 要
	予 算 額	予 算 ( 案 )	増 △ 減 額	
	千円	千円	千円	
社会・援護局計上分				
(社会福祉施設整備費関係)				
1. 社会福祉施設等施設整備費	—	—	—	(1)障害者プラン分(4,955,000千円) (新)②自閉症・発達障害支援センター(仮称)に係る整備費の創設 ・国庫補助基準面積 1施設 84.4㎡ ・補助率 1/2
2. 社会福祉施設等設備整備費	—	—	—	(1)障害者プラン分(203,000千円) (新)②自閉症・発達障害支援センター(仮称)に係る整備補助の創設に伴う設備整備 ・国庫補助基準額 1施設 835,000円
(社会福祉・医療事業団事務費補助金)	—	57,657	57,657	(新) WAM NETを活用した支援費指定事業者等の情報体制の整備
老健局計上分				
(介護予防・生活支援事業)	—	—	—	(新) 障害者の成年後見制度の利用支援 「介護予防・生活支援事業」による「成年後見制度利用支援事業」の対象に、「知的障害者等の障害者」を追加。

## 2 平成14年度身体障害者更生援護施設事務費等の支弁単価（案）

### (1) 一般事務費等

(単位：円)

施設種別	定員	特別区	特甲地	支給割合 改定地域	甲地	乙地	丙地	
平成14年度	肢体更生	30	186,500	183,700	179,600	178,200	174,000	169,900
	視聴更生	30	184,300	181,600	177,400	176,000	171,900	167,800
	内部更生	30	186,700	184,000	179,800	178,400	174,300	170,200
	重度更生	30	300,900	296,200	289,300	287,000	280,100	273,100
	身障療護	50	325,700	320,700	313,200	310,700	303,200	295,700
	療護通所(A型)	5~10	253,500	249,500	243,500	241,500	235,500	229,500
	〃(A型)	11~20	180,900	178,100	173,800	172,400	168,200	163,900
	〃(B型)	~4	134,000	131,900	128,700	127,700	124,500	121,400
	更生施設併設型(A型)	5~10	253,500	249,500	243,500	241,500	235,500	229,500
	〃(A型)	11~20	180,900	178,100	173,800	172,400	168,200	163,900
	〃(B型)	~4	134,000	131,900	128,700	127,700	124,500	121,400
	授産施設併設型(A型)	5~10	255,400	251,400	245,400	243,400	237,400	231,400
	〃(A型)	11~20	181,900	179,100	174,800	173,400	169,100	164,900
	〃(B型)	~4	138,700	136,700	133,500	132,500	129,300	126,200
	身障授産	30	169,700	167,200	163,500	162,200	158,500	154,800
	通所授産	30	252,200	248,300	242,600	240,700	234,900	229,200
通所併設 (給食実施)	1人当り	133,500	131,600	128,700	127,800	124,900	122,000	
通所併設 (給食未実施)	1人当り	126,600	124,600	121,800	120,800	117,900	115,000	
福祉工場 (居住部門あり)	50	(単位：千円)						
点字図書館 聴覚情報	職員5人 職員5人	25,263	24,778	24,049	23,806	23,078	22,350	
				(級地区分なし) 47,443				
平成13年度	肢体更生	30	186,700	184,000	179,800	178,400	174,300	170,100
	視聴更生	30	184,600	181,800	177,700	176,300	172,100	168,000
	内部更生	30	187,000	184,200	180,100	178,700	174,500	170,400
	重度更生	30	301,900	297,200	290,200	287,900	280,900	274,000
	身障療護	50	327,300	322,300	314,700	312,200	304,600	297,100
	療護通所(A型)	5~10	254,800	250,800	244,700	242,700	236,700	230,700
	〃(A型)	11~20	181,900	179,100	174,800	173,400	169,100	164,800
	〃(B型)	~4	134,900	132,800	129,600	128,600	125,400	122,200
	更生施設併設型(A型)	5~10	254,800	250,800	244,700	242,700	236,700	230,700
	〃(A型)	11~20	181,900	179,100	174,800	173,400	169,100	164,800
	〃(B型)	~4	134,900	132,800	129,600	128,600	125,400	122,200
	授産施設併設型(A型)	5~10	256,700	252,700	246,600	244,600	238,600	232,600
	〃(A型)	11~20	182,900	180,000	175,800	174,300	170,100	165,800
	〃(B型)	~4	139,700	137,600	134,400	133,400	130,200	127,000
	身障授産	30	169,900	167,400	163,700	162,500	158,700	155,000
	通所授産	30	252,900	249,100	243,300	241,400	235,600	229,900
通所併設 (給食実施)	1人当り	133,700	131,800	128,900	127,900	125,100	122,200	
通所併設 (給食未実施)	1人当り	126,900	125,000	121,900	121,200	118,300	115,400	
福祉工場 (居住部門あり)	50	(単位：千円)						
点字図書館 聴覚情報	職員5人 職員5人	25,307	24,820	24,089	23,845	23,114	22,383	
				(級地区分なし) 47,504				

### (2) 一般生活費

(単位：円)

施設種別	平成14年度	平成13年度
一般施設	52,580	52,580
内部障害者更生施設	53,580	53,580
身体障害者療護施設	59,690	59,690
身体障害者療護施設通所型(A型及びB型)	24,450	24,450
通所併設施設(分場及び相互利用を含む。)	19,100	19,100
身体障害者通所授産施設(分場及び相互利用を含む。)		
給食実施施設	19,100	19,100
給食未実施施設	10,320	10,320

### 3 平成14年度身体障害者保護費の補助基準額（案）

#### （1）身体障害者福祉ホーム運営事業費、更生訓練費等給付費

事業		区分	平成13年度 当初単価	平成14年度 単価（案）	
身体障害者福祉ホーム 運営事業費	1 施設 当たり年額	5人～9人	3,285千円	3,313千円	
		10人～19人	3,918千円	3,945千円	
		20人～29人	5,185千円	5,212千円	
更生訓練費等給付費	1月当たり	更生訓練費 ・上段は訓練に従事した日が15日以上の場合 ・下段は訓練に従事した日が15日未満の場合			
		視覚障害者更生施設 (あん摩、はり、きゅう料)	14,800円 7,400円	14,800円 7,400円	
		肢体不自由者更生施設	6,300円 3,150円	6,300円 3,150円	
		視覚障害者更生施設 (あん摩、はり、きゅう料を除く)	〃 〃	〃 〃	
		聴覚・言語障害者更生施設	〃 〃	〃 〃	
		内部障害者更生施設	〃 〃	〃 〃	
		身体障害者授産施設	3,150円 1,600円	3,150円 1,600円	
		重度身体障害者授産施設	〃 〃	〃 〃	
		身体障害者通所授産施設	〃 〃	〃 〃	
		重度身体障害者更生援護施設	2,100円 1,050円	2,100円 1,050円	
		1日当たり	通所のための経費	280円	280円
		1人当たり	施設入所者就職支度金	36,000円	36,000円

(2) デイサービス事業

① 事業費補助方式分

(単位：円)

類型区分	程度区分 単 価	利 用 時 間			備 考
		3～4時間	4～6時間	6～8時間	
介護型	重度単価	5,200	7,500	10,500	
	中度単価	3,900	5,600	7,800	
	軽度単価	3,400	4,800	6,800	
基本型	重度単価	4,400	6,300	8,800	小規模型(5人)で入浴サービス未実施の場合は、左記の単価に81%を乗じた額とする。
	中度単価	3,300	4,700	6,600	
	軽度単価	2,800	4,100	5,700	
入浴中心型	重度単価	3,800	5,500	7,700	
	中度単価	2,900	4,100	5,800	
	軽度単価	2,500	3,600	5,000	
給食中心型	重度単価	2,800	4,000	5,600	
	中度単価	2,100	3,000	4,200	
	軽度単価	1,800	2,600	3,600	
作業中心型		800	1,100	1,600	

② 運営費補助方式分

介護型	15人程度	1カ所当たり	25,362千円	創作的活動 普通型 1カ所当たり 1,022千円 重点型 1カ所当たり 2,555千円
	8人程度	1カ所当たり	12,681千円	
	5人程度	1カ所当たり	7,926千円	
基本型	15人程度	1カ所当たり	20,290千円	
	8人程度	1カ所当たり	10,145千円	
	5人程度	1カ所当たり 入浴実施	6,341千円 7,878千円	
入浴中心型	15人程度	1カ所当たり	17,753千円	
	8人程度	1カ所当たり	8,877千円	
	5人程度	1カ所当たり	5,548千円	
給食中心型	15人程度	1カ所当たり	12,681千円	
	8人程度	1カ所当たり	6,341千円	
	5人程度	1カ所当たり	3,963千円	
作業中心型	15人程度	1カ所当たり	4,193千円	
	8人程度	1カ所当たり	2,097千円	
	5人程度	1カ所当たり	1,331千円	
単独型加算		1カ所当たり	5,468千円	
リフトバス設置(更新)費		1カ所当たり	6,930千円	

(注) 平成14年度においても、入浴中心型、給食中心型、作業中心型については、介護保険の通所介護と併せて実施する場合について小規模型(8人程度、5人程度)を認めることとする。

#### 4 平成14年度在宅福祉事業費補助金の補助基準額（案）

##### （1）ホームヘルプサービス事業

区 分		単 価 案
滞 在 型	身体介護	3,740円／1単位
	家事援助	1,470円／1単位
巡 回 型	昼間帯	1,870円／1回
	早朝夜間	2,340円／1回
	深夜帯	3,740円／1回

- （注） 1 滞在型の1単位は1時間程度  
 2 巡回型の1回は30分程度（深夜帯は20分程度）

##### （2）短期入所事業

（単位：円）

	社会的理由		私的理由	訓練的理由	
	生保世帯	その他の世帯		生保世帯	その他の世帯
遷延性意識障害者等	16,460	14,910	14,910	—	—
重 度	9,400	7,850	7,850	10,150	8,600
中 度	8,620	7,070	7,070	9,370	7,820
軽 度	8,270	6,720	6,720	9,020	7,470

（注）遷延性意識障害者等単価については、実施施設が医療機関の場合に限る。

5 平成14年度障害児施設及び知的障害者施設等の支弁単価(案)

(1) 事務費

① 一般事務費

(単位:円)

施設種別		定員	特別区	特甲地	支給割合 改定地域	甲地	乙地	丙地
平成14年度 (案)	知的障害児施設	30	218,700	215,560	210,600	209,290	204,590	199,860
	第二種自閉症児施設	40	217,820	214,700	209,670	208,420	203,730	199,100
	知的障害児通園施設	30	131,820	129,770	126,610	125,630	122,550	119,420
	盲児施設	30	200,000	197,160	192,650	191,430	187,150	182,850
	ろうあ児施設	30	199,060	196,190	191,640	190,490	186,190	181,890
	難聴幼児通園施設	30	197,290	194,210	189,460	188,060	183,440	178,830
	肢体不自由児療護施設	50	236,280	232,750	227,260	225,720	220,420	215,120
	知的障害者入所施設	50	204,880	201,750	196,960	195,600	191,260	186,640
	知的障害者通所施設	30	126,540	124,540	121,510	120,590	117,580	114,620

施設種別		定員	特別区	特甲地	支給割合 改定地域	甲地	乙地	丙地
平成13年度	知的障害児施設	30	218,700	215,560	210,600	209,290	204,590	199,860
	第二種自閉症児施設	40	217,820	214,700	209,670	208,420	203,730	199,100
	知的障害児通園施設	30	131,820	129,770	126,610	125,630	122,550	119,420
	盲児施設	30	200,000	197,160	192,650	191,430	187,150	182,850
	ろうあ児施設	30	199,060	196,190	191,640	190,490	186,190	181,890
	難聴幼児通園施設	30	197,290	194,210	189,460	188,060	183,440	178,830
	肢体不自由児療護施設	50	236,280	232,750	227,260	225,720	220,420	215,120
	知的障害者入所施設	50	204,880	201,750	196,960	195,600	191,260	186,640
	知的障害者通所施設	30	126,540	124,540	121,510	120,590	117,580	114,620

② 加算費等の単価

(単位:円)

施設種別	定員	加算費の区分	平成14年度(案)	平成13年度
第一種自閉症児施設	40	保育士等加算費	73,470	73,470
肢体不自由児施設	50	保育士等加算費	27,530	27,530
肢体不自由児通園施設	—	通園指導費	49,740	49,740
知的障害者施設	—	通所部・分場	98,200	98,200

(2) 事業費

① 一般生活費

(単位:円)

施設種別	平成14年度(案)	平成13年度
知的障害児施設	47,960	47,960
第二種自閉症児施設	47,960	47,960
知的障害児通園施設	14,760	14,760
盲児施設	47,960	47,960
ろうあ児施設	47,960	47,960
難聴幼児通園施設	14,760	14,760
肢体不自由児療護施設	47,960	47,960
知的障害者入所施設	52,650	52,650
知的障害者通所施設	17,300	17,300

②重度加算費

(単位：円)

施設種別	25%加算分		30%加算分	
	平成14年度(案)	平成13年度	平成14年度(案)	平成13年度
知的障害児施設	47,850	47,850	57,420	57,420
第一種自閉症児施設	47,850	47,850	57,420	57,420
第二種自閉症児施設	47,850	47,850	57,420	57,420
盲児施設	45,570	45,570	54,690	54,690
ろうあ児施設	41,610	41,610	49,940	49,940
肢体不自由児施設	—	—	57,420	57,420
肢体不自由児療護施設	—	—	57,420	57,420
知的障害者入所施設	49,610	49,610	59,550	59,550

③重症児指導費

(単位：円)

施設種別	平成14年度(案)	平成13年度
重症心身障害児施設	235,700	236,040

(3) 知的障害者通勤寮運営事業等補助金

①職親委託

(単位：円)

事業	平成14年度(案)	平成13年度
職親委託	29,000	28,000

②知的障害者通勤寮運営事業

(単位：円)

事業	月額	平成14年度(案)	平成13年度
知的障害者通勤寮運営事業	甲地	77,900	77,910
	乙地	76,280	76,290
	日常諸費	20,340	20,340

③知的障害者福祉工場運営事業

(単位：円)

事業	1か所当たり(月額)	平成14年度(案)	平成13年度
知的障害者福祉工場運営事業	50人以上	4,046,000	4,045,500
	40~49人	3,811,600	3,811,200
	30~39人	2,823,000	2,822,700
	20~29人	2,136,200	2,136,000

6 平成14年度在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金の補助基準額(案)

事業		区分		平成13年度	平成14年度(案)	
1 障害児通園(デイサービス)事業	事務費 事業費 (月額)	21人以上		1,160,000円	1,159,910円	
		16人~20人		1,108,910円	1,108,820円	
		11人~15人		1,028,960円	1,028,890円	
		6人~10人		949,020円	948,960円	
		5人以下		514,740円	514,710円	
2 在宅知的障害者日帰り介護(デイサービス)事業	事務費 (月額)	基本型		963,150円	963,120円	
		小規模型	8人以上	481,570円	481,560円	
			5人以上	321,050円	321,040円	
		任意選択 事業	入浴サービス分	133,000円	133,000円	
			給食サービス分	133,000円	133,000円	
重介護型加算分		760,510円	760,490円			
3 障害児(者)地域療育等支援事業	(1)療育等 支援施設 事業	1件当 たり	在宅支援訪問療育等指 導事業	7,360円	7,360円	
			在宅支援外来療育等指 導事業	2,980円	2,980円	
		事務費 (月額)	地域生活支援事業	569,850円	569,830円	
	(2)療育拠 点施設事 業	1件当 たり	施設支援一般指導事業	22,800円	22,800円	
		1施設 当たり	施設支援専門指導事業	28,950円	28,950円	
		1件当 たり	在宅支援専門療育指導 事業	7,230円	7,230円	
4 施設地域療育 事業	(1)心身障 害児(者) 巡回療育相 談等事業	1件当 たり	外来相談	2,060円	2,060円	
			巡回相談	6,970円	6,970円	
	(2)障害児 (者)短期 入所事業	宿泊を1 日当 たり	重症心身障 害児(者)分	生活保護社 会的事由 の場合	22,640円	22,640円
				その他の 場合	21,090円	21,090円
			重症心身障 害児(者)分	生活保護社 会的事由 の場合	9,340円	9,340円
				その他の 場合	7,790円	7,790円
			遷延性意識 障害等(実 施設が医 療機関に 限る)	生活保護社 会的事由 の場合	—	16,460円
				その他の 場合	—	14,910円
			重度知的障 害児(者) 及び重度身 体障害児分	生活保護社 会的事由 の場合	8,580円	8,620円
				その他の 場合	7,030円	7,070円
			中軽度知的 障害児(者) 及び中軽 度身体障 害児分	生活保護社 会的事由 の場合	6,640円	6,670円
				その他の 場合	4,430円	4,450円

事業	区分	平成13年度	平成14年度(案)			
4 施設地域療育事業	(2) 障害児(者)短期入所事業	宿泊を伴う1日当たり	750円	750円		
		日中受け入れ				
		重症心身障害児(者)分 a 実施設が医療機関の場合	生活保護世帯的事由の場合	4時間未満	5,660円	5,660円
				4時間以上8時間以内	11,320円	11,320円
				8時間を超える	16,980円	16,980円
			その他の場合	4時間未満	5,270円	5,270円
				4時間以上8時間以内	10,540円	10,540円
				8時間を超える	15,820円	15,820円
		重症心身障害児(者)分 b 実施設が医療機関以外の場合	生活保護世帯的事由の場合	4時間未満	2,330円	2,330円
				4時間以上8時間以内	4,670円	4,670円
				8時間を超える	7,000円	7,000円
			その他の場合	4時間未満	1,940円	1,940円
				4時間以上8時間以内	3,890円	3,890円
				8時間を超える	5,840円	5,840円
		遷延性意識障害(実施設に限る)	生活保護世帯的事由の場合	4時間未満	—	4,110円
				4時間以上8時間以内	—	8,230円
				8時間を超える	—	12,340円
			その他の場合	4時間未満	—	3,720円
				4時間以上8時間以内	—	7,450円
				8時間を超える	—	11,180円
重度知的障害児(者)及び重度心身障害児分	生活保護世帯的事由の場合	4時間未満	2,140円	2,150円		
		4時間以上8時間以内	4,290円	4,310円		
		8時間を超える	6,430円	6,460円		

事業			区分		平成13年度		平成14年度(案)	
4 施設地域療育事業	(2) 障害児(者)短期入所事業	日中受け入れ	重度知的障害児(者)及び重度身体障害児分	その他の場合	4時間未満	1,750円	4時間未満	1,760円
					4時間以上8時間以内	3,510円	4時間以上8時間以内	3,530円
					8時間を超える	5,270円	8時間を超える	5,300円
			中軽度知的障害児(者)及び中軽度身体障害児分	生活保護世帯の社会的事由の場合	4時間未満	1,660円	4時間未満	1,660円
					4時間以上8時間以内	3,320円	4時間以上8時間以内	3,330円
					8時間を超える	4,980円	8時間を超える	5,000円
			その他の場合	4時間未満	1,100円	4時間未満	1,110円	
				4時間以上8時間以内	2,210円	4時間以上8時間以内	2,220円	
				8時間を超える	3,320円	8時間を超える	3,330円	
5 障害者生活等支援事業等	(1) 障害者生活支援事業	1か所当たり	知的障害者生活支援事業分		446,940円	446,900円		
		(月額)	「障害者就業・生活支援センター」(仮称)事業分		446,940円	446,900円		
	(2) 知的障害者福祉ホーム運営事業	1か所当たり	管理人に要する経費		220,710円	223,130円		
		(月額)	補修費		6,620円	7,350円		
6 知的障害者地域生活援助事業	1人当たり	(月額)	4人入居の場合		66,200円	66,200円		
			5人入居の場合		52,960円	52,960円		
			6人入居の場合		44,130円	44,130円		
			7人入居の場合		37,830円	37,830円		
			加算分		66,200円	66,200円		
7 重症心身障害児(者)通園事業	事務費	(月額)	A型		3,329,000円	3,328,890円		
			B型		1,445,050円	1,445,010円		
		事業費1人当たり(月額)	A型	生活保護世帯	16,380円		16,380円	
			B型		一般世帯	7,230円		7,230円
8 知的障害児(者)相談等事業	在宅知的障害者巡回相談事業	(年額)	指定都市及び指定都市が存在する県		186,230円	186,230円		
			上記以外の県		372,460円	372,460円		
9 知的障害者福祉等担当職員特別研修事業		1県当たり(年額)			1,264,000円	1,264,000円		

7 平成12年10月1日社会福祉施設等調査の概要

	総数(身障、児童、知的)			身障施設(合計)			肢体更生			視覚更生			聴覚・言語更生			内部更生		
	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者
総数	5,585	251,749	238,335	1,766	52,780	48,905	37	1,548	806	14	1,394	920	3	160	99	6	379	308
国	12	2,155	1,493	10	1,480	900	1	200	112	5	980	610	1	100	44			
北海道	268	14,685	14,112	69	2,797	2,710	1	30	15									
青森県	110	4,786	4,537	37	1,125	1,003	1	40										
岩手県	83	3,754	3,558	27	956	914	1	55	18									
宮城県	42	2,552	2,297	9	342	303	1	30	12									
秋田県	61	3,653	3,539	13	553	525	1	30	34									
山形県	62	3,120	2,983	17	717	677	1	35	13									
福島県	56	2,831	2,565	10	440	439												
茨城県	104	5,317	4,748	28	1,205	1,025	1	50	9									
栃木県	77	3,609	3,256	21	669	468	1	35	16									
群馬県	98	4,709	4,633	30	1,008	981												
埼玉県	211	9,602	9,138	68	1,663	1,504	1	30	34	2	55	41						
千葉県	168	7,715	7,110	52	1,455	1,388	1	35	32									
東京都	332	13,839	12,858	133	2,698	2,251	1	50	25	1	44	31	1	30	27	2	199	137
神奈川県	166	7,137	6,888	54	1,135	1,093	1	30	30	1	20	25				1	60	57
新潟県	100	3,810	3,566	30	574	550	1	30	13									
富山県	36	1,912	1,948	8	301	269	1	30	6									
石川県	44	1,832	1,698	17	619	571												
福井県	67	2,981	2,759	21	1,006	1,002	1	40	21									
山梨県	45	2,116	1,981	15	523	508												
長野県	95	4,179	4,050	31	848	862	1	30	27									
岐阜県	60	3,105	3,007	14	382	360	1	30	20									
静岡県	109	5,399	5,168	29	1,220	1,178												
愛知県	159	6,862	6,527	51	1,297	1,252												
三重県	93	2,985	2,800	42	709	709												
滋賀県	77	2,712	2,540	26	401	340	1	35	13									
京都府	76	3,459	3,248	24	627	563				1	90	57						
大阪府	214	9,392	8,900	67	1,350	1,295	1	40	31							1	60	68
兵庫県	152	7,714	7,245	39	1,554	1,405												
奈良県	45	2,080	1,858	13	415	407	1	30	27									
和歌山県	42	1,809	1,710	7	224	197	1	44	13									
鳥取県	46	2,055	1,881	15	460	458												
島根県	55	2,583	2,440	12	497	442	1	50	41									
岡山県	68	2,933	2,797	23	744	701	1	43	18									
広島県	86	3,813	3,612	29	1,156	1,079	1	33	16	1	90	72						
山口県	87	3,761	3,450	28	862	752	1	37	13									
徳島県	45	2,211	2,075	14	379	334	1	30	11	1	30	5						
香川県	34	1,540	1,384	15	481	459												
愛媛県	57	2,353	2,182	19	555	478												
高知県	49	2,235	2,058	17	671	572												
福岡県	171	8,305	8,164	45	1,829	1,798	1	40	29									
佐賀県	47	2,476	2,379	14	447	415	1	30	11									
長崎県	90	4,186	4,177	22	777	749	1	50	22									
熊本県	99	4,566	4,488	31	1,136	1,161	1	40	37									
大分県	74	3,422	3,290	26	1,055	982	1	40	10									
宮崎県	47	2,318	2,237	20	705	706												
鹿児島県	87	4,475	4,178	28	1,109	1,074	1	50	25									
沖縄県	69	3,572	3,510	20	1,002	954	1	40	14									
札幌市	66	2,740	2,709	23	476	466												
仙台市	38	1,691	1,657	13	606	570												
千葉市	22	825	752	10	199	179												
横浜市	73	3,257	2,997	18	414	295	1	36	20									
川崎市	33	1,150	1,192	11	129	107												
名古屋市	90	2,905	2,808	33	797	763												
京都市	65	2,075	1,900	29	522	464	1	40	18	1	45	30	1	30	28			
大阪市	95	3,017	2,937	43	540	530				1	50	49						
神戸市	45	2,309	2,228	7	234	231												
広島市	42	1,491	1,229	9	235	231												
北九州市	45	1,977	1,936	13	390	398												
福岡市	40	1,447	1,518	12	200	196												
旭川市	21	1,240	1,274	7	250	259												
秋田市	12	539	511	4	145	124												
郡山市	8	320	295	2	50	50												
いわき市	13	630	578	3	100	107												
宇都宮市	13	380	351	4	60	60												
新潟市	16	683	657	7	150	150												
富山市	12	429	414	7	220	214												
金沢市	21	1,118	1,098	6	149	149												
長野市	13	452	437	6	210	216												
岐阜市	16	500	461	6	70	68												
静岡市	12	596	512	5	156	144												
浜松市	15	580	545	5	110	108												
豊橋市	15	555	536	5	120	120												
豊田市	14	544	487	8	235	190												
堺市	18	955	914	3	120	121												
姫路市	19	644	629	6	177	171												
和歌山市	23	744	680	13	351	317												
岡山市	30	1,577	1,466	8	185	189												
福山市	15	550	539	4	90	94												
高松市	11	339	300	5	119	103												
松山市	21	711	701	6	50	50												
高知市	11	232	232	6	60	59												
長崎市	16	710	699	3	110	101												
熊本市	31	1,140	1,083	6	162	144												
大分市	20	560	549	3	20	20												
宮崎市	11	416	396	6	160	140												
鹿児島市	29	1,106	1,107	11	251	245												

	身障療養			重度更生			身障福祉ホム			身障授産			重度身障授産			身障通所授産		
	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者
総数	377	22,643	22,641	73	5,006	4,341	42	562	495	81	3,764	3,417	128	8,220	8,151	252	6,676	6,361
国				2	200	134												
北海道	14	950	986	8	595	591	2	20	19	10	486	436	6	406	386	8	275	248
青森県	7	419	425	2	110	110	1	10	10	1	70	68	4	256	265	4	90	81
岩手県	6	372	368							1	40	40	4	284	282	8	205	206
宮城県	3	167	138	1	50	50							1	70	78	1	25	25
秋田県	5	344	343	1	60	52				1	39	39	1	60	57			
山形県	4	290	290	1	70	70	1	20	19	1	44	36	2	137	146	3	71	70
福島県	3	200	199	1	100	100							2	140	140			
茨城県	12	605	613	2	205	94							4	200	184	1	40	40
栃木県	4	300	295	1	80	7				2	74	74	1	50	51			
群馬県	7	488	493	1	70	48	1	20	17	2	70	63	3	220	208	4	110	106
埼玉県	15	805	827	1	70	52				5	177	170	3	165	162	10	220	195
千葉県	15	957	956	2	123	122	1	10	7	1	50	30	1	60	53	8	220	188
東京都	4	218	189	3	200	110	3	39	32	10	503	400	8	505	490	25	760	699
神奈川県	6	454	418	2	160	156	1	10	10	1	49	47	2	144	142	7	188	192
新潟県	13	341	341	1	53	50	1	10	8							4	120	120
富山県	2	110	110										2	161	153			
石川県	3	284	264	1	50	50	1	20	19	2	99	87	1	86	99	1	30	30
福井県	5	380	394	2	240	245	1	10	4	1	50	55	3	196	206	2	50	41
山梨県	4	250	250	1	60	46				1	88	91	1	65	65	3	60	56
長野県	10	529	560	1	110	62							3	179	213			
岐阜県	4	262	250							1	40	40	1	50	50			
静岡県	11	700	675	4	240	240	1	10	6				3	170	170	1	20	14
愛知県	12	798	832	1	50	50	3	35	34				2	100	100	5	134	134
三重県	8	418	429	1	60	57	1	5	5				1	69	70	3	137	130
滋賀県	3	154	154	1	50	40										5	130	133
京都府	4	242	240				1	10	9				3	165	165	4	90	92
大阪府	8	600	613	2	110	88	1	10	10	2	60	58	3	170	155	10	250	244
兵庫県	11	594	589	4	300	282				2	98	84	5	322	311	4	110	110
奈良県	2	180	176	1	50	50	1	15	15				1	50	55	3	90	84
和歌山県	2	130	134				1	10	10							2	40	40
鳥取県	3	170	174	1	50	51				3	137	130	1	53	48	2	50	55
島根県	3	222	221							1	40	38	2	135	106			
岡山県	7	440	440	1	60	33	1	21	21	1	30	28	1	50	50	4	100	111
広島県	7	481	455	3	180	176							4	312	298	1	20	19
山口県	7	370	371							1	46	45	3	193	191	4	86	91
徳島県	4	250	250										1	69	68			
香川県	4	292	291	1	60	42	1	10	8				1	69	68	2	50	50
愛媛県	5	250	249	1	50	37							2	195	102	4	90	99
高知県	6	364	364	1	50	23	1	12	9	1	59	50	1	57	46	4	129	80
福岡県	13	760	745	2	120	122				5	234	228	7	465	425	9	220	205
佐賀県	5	274	272							3	123	112				1	20	20
長崎県	4	290	292	1	70	70	1	5	5	2	123	119	1	69	69	6	170	172
熊本県	11	686	701	1	50	46	1	20	20	1	60	60	3	200	231	2	50	51
大分県	5	310	311	2	130	129	3	60	60	2	140	118	2	225	223	4	100	90
宮崎県	7	430	432	1	50	50				1	45	44	2	110	110	3	70	70
鹿児島県	10	544	543	1	80	83				2	60	60	2	140	139	7	180	179
沖縄県	8	500	498	1	50	35				3	124	122	3	218	217	1	20	20
札幌市	5	226	230	1	80	80	1	20	14	1	30	30				3	100	94
仙台市	4	240	240				1	20	10				2	176	170	3	100	98
千葉市	2	119	118							1	30	27	1	30	28	1	20	5
横浜市	2	128	128							1	70	29				6	120	118
川崎市	1	60	58							1	69	49						
名古屋市	3	160	159	2	130	107	3	45	36	1	59	53	2	168	163	8	235	245
京都市	2	80	80				1	5	5	1	45	45	1	50	49	6	127	125
大阪市	4	200	200	2	110	95							1	70	72	5	110	114
神戸市	3	154	148										1	50	50	1	30	33
広島市	1	115	115							1	60	56				3	60	60
北九州市	3	150	161							1	30	28	2	120	115	3	90	94
福岡市	1	50	49										1	90	90	2	60	57
旭川市	2	150	155										1	50	54	2	50	50
秋田市	1	50	50										1	65	64	1	30	10
郡山市	1	50	50															
いわき市	1	50	50										1	50	57			
宇都宮市	1	40	40													1	20	20
新潟市	2	100	100													2	50	50
富山市	1	90	90	1	50	50							1	50	44	1	30	30
金沢市	1	100	100													1	49	49
長野市	1	50	51							1	40	63	1	50	53			
岐阜市	1	70	68															
静岡市	1	50	50	1	70	68	1	6	6							1	30	20
浜松市													1	70	70	2	40	38
豊橋市	2	120	120															
豊田市	1	50	50				1	20	16							2	65	66
堺市	1	80	81													1	40	40
姫路市	1	50	50										2	107	101	1	20	20
和歌山市	2	95	95	1	100	88	1	6	5	1	30	30				2	40	33
岡山市	1	120	124										1	65	65			
福山市	1	50	53													2	40	41
高松市													1	69	59	2	50	44
松山市	1	50	50															
高知市							1	20	19							2	40	40
長崎市	1	80	79													1	30	22
熊本市	1	82	80													1	30	30
大分市																1	20	20
宮崎市	1	30	30				1	17	16	1								

	身障福祉工場			身障福祉センターA型			身障福祉センターB型			在宅障害者サービスセンター			障害者更生センター			補装具製作施設		
	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者
総数	37	1,808	1,366	41	0	0	210	0	0	325	0	0	9	620	0	23	0	0
国				1														
北海道	1	35	29				10			6								
青森県	1	50	44	1			3			9			1	80				
岩手県							3			3								
宮城県				1														
秋田県				1			1						1	20				
山形県	1	50	33				2											
福島県							1										2	
茨城県	2	105	85				2			3								
栃木県	1	50	25	1						8			1	80				
群馬県							4			4							1	
埼玉県	1	31	23	1			10			14			1	80			1	
千葉県							13			7								1
東京都	3	150	111	2			44			12								2
神奈川県	1	20	16				3			24								
新潟県	1	20	18	1			1			5								
富山県										3								
石川県	1	50	22	1			1			5								
福井県	1	40	36	1						3								
山梨県							1			1								1
長野県				1			7			5								1
岐阜県				1			2			4								
静岡県	1	80	73	1			2			3								
愛知県	1	100	102				13			12			1	80				
三重県	1	20	18	1			3			21								
滋賀県	1	32		1			2			10								
京都府							3			5								1
大阪府	1	50	28	1			18			16								1
兵庫県	1	50	29	1			3			5			1	80				1
奈良県				1			2											
和歌山県				1														
鳥取県							1			1								2
島根県	1	50	36															
岡山県							2			3								1
広島県	1	50	43	1			3			6								
山口県	1	50	41	1			2			4			1	80				
徳島県										6								
香川県				1						3								
愛媛県				1			3						1	60				
高知県										3								
福岡県	1	50	44				1			5								
佐賀県							3											
長崎県										5								
熊本県	1	30	15	1						5								2
大分県	1	50	41	1						3								
宮崎県							1											
鹿児島県	1	55	45							3								
沖縄県	1	50	48				1											
札幌市	1	20	18	1			1			7								
仙台市	1	70	52				2			2								1
千葉市							2											
横浜市				1						4			1	60				1
川崎市							4			4								
名古屋市				2			1			8								1
京都市	1	100	84	2			3			4								1
大阪市				2			8			18								
神戸市				1														
広島市				1						3								
北九州市							2											
福岡市				2			5											
旭川市										1								
秋田市										1								
郡山市							1											
いわき市										1								
宇都宮市							1											1
新潟市										3								
富山市				1						1								
金沢市										1								
長野市	1	70	49				1			1								
岐阜市										4								
静岡市										1								
浜松市							1			1								
豊橋市				1						2								
豊田市	2	100	58				1			1								
堺市							1											
姫路市										2								
和歌山市	2	80	66							1								1
岡山市										5								
福山市										1								
高松市							1			1								
松山市							1			4								
高知市							1			1								
長崎市				1														
熊本市	1	50	34				1			2								
大分市										2								
宮崎市										1								
鹿児島市							1			2								

	点字図書館			点字出版施設			聴覚障害者情報提供施設			障害児施設(合計)			知的障害児			自閉症児		
	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者
総数	73	0	0	13	0	0	22	0	0	817	45,084	38,557	272	14,975	12,276	7	338	258
国										1	125	73	1	125	73			
北海道	3									28	1,664	1,299	13	770	664	1	44	44
青森県	1							1		13	784	651	7	462	374			
岩手県	1									9	520	367	7	290	256			
宮城県	1									6	440	233	2	220	114			
秋田県	1									9	470	386	5	210	199			
山形県	1									8	280	190	3	90	71			
福島県	1									10	600	387	7	340	264			
茨城県	1									18	1,052	797	11	660	526			
栃木県	1									8	455	304	4	140	140			
群馬県	2									12	691	641	4	174	174			
埼玉県	2									30	1,805	1,590	7	554	496			
千葉県	1			1						30	1,392	1,093	8	427	367	1	60	56
東京都	5			6			1			36	2,788	2,734	9	672	608	1	40	35
神奈川県	3						1			24	1,132	964	5	370	311	1	40	40
新潟県	1						1			13	649	523	9	330	269			
富山県										10	504	593	2	180	112			
石川県										4	170	122	2	90	53			
福井県	1									6	225	145	3	85	71			
山梨県	1						1			6	323	216	2	110	81			
長野県	1						1			10	460	385	3	120	101			
岐阜県										6	325	311	3	190	140			
静岡県	1						1			19	908	756	10	490	417			
愛知県	1									21	1,182	976	3	280	206			
三重県	2									7	395	293	4	205	169	1	80	37
滋賀県	1						1			7	523	482	2	190	129			
京都府	1									4	370	272	2	160	67			
大阪府	1			1						44	2,612	2,295	7	370	322	1	42	24
兵庫県	1									25	1,475	1,252	7	295	282			
奈良県	1									12	530	386	5	220	175			
和歌山県										9	416	352	2	130	79			
鳥取県	1									9	438	270	2	120	113			
島根県	2						2			10	395	340	5	200	154			
岡山県	1									7	270	201	2	110	74			
広島県	1									14	665	596	5	205	182			
山口県	2						1			14	740	566	5	380	302			
徳島県	1									9	470	390	3	160	123			
香川県	1									3	192	120	2	65	51			
愛媛県	1						1			6	330	236	4	160	131			
高知県										8	417	349	3	150	124			
福岡県	1									23	1,355	1,278	8	565	459			
佐賀県	1									8	500	439	3	200	155			
長崎県	1									11	850	885	3	150	144			
熊本県	1									11	869	779	6	350	211			
大分県	1						1			9	534	520	4	200	192			
宮崎県	3			1			1			8	375	309	5	230	201			
鹿児島県	1									11	725	483	6	300	221			
沖縄県	1									9	490	476	4	120	93			
札幌市	2									12	794	770	2	175	161	1	32	22
仙台市										3	160	162						
千葉市										4	170	135						
横浜市										19	840	736	4	140	130			
川崎市	1									6	290	358	1	50	42			
名古屋市	1						1			10	384	339	1	84	66			
京都市	1			2			1			13	592	502	3	150	123			
大阪市	2									15	791	711	3	216	189			
神戸市	1									10	450	398	3	130	118			
広島市										12	411	331	4	186	133			
北九州市	1						1			13	633	688	2	113	99			
福岡市	1									9	336	424						
旭川市	1									4	466	502	1	50	49			
秋田市										2	90	86	1	60	56			
郡山市										2	90	72	1	60	52			
いわき市										2	140	77						
宇都宮市										3	140	109	1	60	58			
新潟市										1	50	29						
富山市	1									1	30	30						
金沢市	1			1			1			5	332	304	2	102	83			
長野市										1	30	13						
岐阜市	1									3	140	111						
静岡市										3	210	140	1	50	35			
浜松市										2	130	94	1	50	46			
豊橋市										4	175	157	2	105	90			
豊田市										3	120	113						
堺市										4	230	179						
姫路市										2	70	69						
和歌山市	1						1			3	115	90						
岡山市				1						7	715	605	2	170	125			
福山市										2	90	84	1	50	42			
高松市										1	40	36						
松山市										4	145	137	1	30	23			
高知市	1									0	0	0						
長崎市										2	90	86	1	60	56			
熊本市										7	330	306	2	150	142			
大分市										2	20	19						
宮崎市										1	40	40						
鹿児島市										5	325	339	3	120	119			

総数	知的障害児通園			盲児			ろうあ児			難聴幼児通園			肢体児			肢体児通園		
	施設数	定員	在学者	施設数	定員	在学者	施設数	定員	在学者	施設数	定員	在学者	施設数	定員	在学者	施設数	定員	在学者
234	8,657	7,911	14	411	178	16	547	231	26	850	944	65	6,295	4,248	85	3,400	2,932	
国																		
北海道	6	195	159				1	30	17				2	280	153	3	110	67
青森県	3	90	91										3	232	186			
岩手県	1	50	43										1	180	68			
宮城県	3	90	41										1	130	78			
秋田県	1	30	29						1	30	29		1	160	89	1	40	40
山形県	3	90	61						1	10	9		1	90	49			
福島県							1	110	21				1	110	68	1	40	34
茨城県	2	80	64				1	12	11				1	160	57			
栃木県							1	50	4				1	165	60			
群馬県	3	100	98										2	144	79			
埼玉県	14	469	381							1	30	29	1	90	87	3	120	75
千葉県	11	400	317										1	140	87	7	280	159
東京都	9	361	424				1	30	29	2	70	66	3	370	339	3	120	122
神奈川県	9	310	285										1	50	44	3	120	55
新潟県	2	50	39										1	135	81			
富山県	3	90	53						1	30	97		1	72	63	2	80	217
石川県	1	30	29															
福井県	1	30	2						1	30	19		1	80	54			
山梨県	2	63	40										1	110	57			
長野県	4	110	91										2	190	153			
岐阜県	1	25	24										1	90	129	1	20	18
静岡県	5	180	178										2	118	47			
愛知県	11	335	299	1	17	17							2	190	109	2	60	53
三重県	1	50	46										1	60	32			
滋賀県	2	70	60													1	40	19
京都府													1	60	38			
大阪府	17	840	708										2	270	233	15	640	580
兵庫県	7	230	226										1	220	86	7	290	225
奈良県	2	80	79	1	24	9	1	30	20	1	30	9	1	106	54	1	40	40
和歌山県	1	36	36	1	10		1	10								1	40	48
鳥取県	2	60	60	1	28	9	1	52	7				1	98	36	1	40	37
島根県				1	5	4							2	80	74			
岡山県	4	130	118													1	30	9
広島県	2	81	81							1	40	36	1	102	66	1	20	16
山口県	4	120	115	1	50	4	1	40	13				1	50	37			
徳島県	3	90	98	1	80	19							1	40	29			
香川県													1	127	69			
愛媛県	1	30	34										1	140	71			
高知県										1	30	13	1	58	33			
福岡県	5	150	120	1	20	7	1	20	10				2	170	123	1	40	88
佐賀県	1	30	30										1	70	74	1	30	9
長崎県	2	60	47							1	30	187	1	110	51			
熊本県										1	30	29	1	60	59			
大分県	1	30	29										2	170	165			
宮崎県	2	60	45										1	85	63			
鹿児島県	1	10	25	1	30		1	65	17				1	90	40			
沖縄県													2	100	122			
札幌市	4	167	166													3	100	101
仙台市	2	60	62															
千葉市	1	40	40							1	30	20				1	60	36
横浜市	7	360	321	1	50	44				1	30	30				5	200	154
川崎市	3	150	264													2	90	52
名古屋市	6	200	200				1	30	19	1	30	23				1	40	31
京都市	6	222	213							1	30	28	1	40	29	1	60	32
大阪市	6	232	203	1	50	47	1	30	29	1	30	27	1	143	132	2	90	84
神戸市	4	200	184							1	40	17				2	80	79
広島市	2	60	59	1	10	6	1	5	2	1	30	30				2	70	63
北九州市	6	250	236							1	50	44	1	40	30	1	40	39
福岡市	6	226	286							1	30	22				2	80	116
旭川市	1	40	40													1	40	31
秋田市										1	30	30						
那山市																		
いわき市													1	100	37			
宇都宮市	1	40	33													1	40	18
新潟市	1	50	29															
富山市	1	30	30															
金沢市	1	50	26										1	120	136			
長野市	1	30	13															
岐阜市	1	50	43							1	40	39				1	50	29
静岡市	1	40	40										1	120	65			
浜松市	1	80	48															
豊橋市	1	30	27													1	40	40
豊田市	1	50	49							1	30	26				1	40	38
堺市	3	190	140													1	40	39
姫路市	1	30	30													1	40	39
和歌山市	2	65	54										1	50	36			
岡山市	1	30	30							1	50	49	1	140	91			
福山市	1	40	42															
高松市										1	40	36						
松山市	3	115	114															
高知市																		
長崎市	1	30	30															
熊本市	2	60	59	1	20	6	1	20	19									
大分市	1			1	7	6	1	13	13									
宮崎市	1	40	40															
鹿児島市	1	35	35															

	肢体障害児			重症心身障害児			知的障害者施設(合計)			知的更生(入所)			知的更生(通所)			知的授産(入所)		
	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者
総数	7	400	257	91	9,211	9,322	3,002	153,885	150,873	1,303	86,823	86,035	350	13,661	12,829	228	14,307	14,111
国							1	550	520	1	550	520						
北海道	1	70	30	1	165	165	171	10,224	10,103	193	7,557	7,460	11	348	337	19	1,135	1,127
青森県							60	2,877	2,883	34	2,157	2,175	2	65	63	3	190	192
岩手県							47	2,278	2,277	22	1,494	1,491	2	80	80	3	150	150
宮城県							27	1,770	1,761	15	1,277	1,271	3	96	96	3	200	203
秋田県							39	2,630	2,628	27	2,195	2,194	1	30	30	4	230	231
山形県							37	2,123	2,116	16	1,246	1,245	3	96	96	4	356	356
福島県							36	1,791	1,739	20	1,217	1,215	3	99	89	2	120	120
茨城県				3	140	139	58	3,060	2,926	35	2,210	2,112	4	140	124	6	335	327
栃木県				2	110	100	48	2,485	2,484	26	1,690	1,683	2	50	49	3	215	214
群馬県				3	273	290	56	3,010	3,011	27	1,896	1,898	2	90	89	2	120	120
埼玉県				4	542	522	113	6,134	6,044	43	2,893	2,887	17	890	841	8	600	600
千葉県				2	85	97	86	4,868	4,639	40	2,763	2,681	22	975	910	7	456	434
東京都				8	1,125	1,111	163	8,353	7,873	35	2,837	2,804	54	2,288	2,011	1	55	55
神奈川県	1	50	45	4	192	184	88	4,870	4,831	36	2,759	2,775	24	892	828	6	395	419
新潟県				1	134	134	57	2,587	2,493	32	1,801	1,763	1	30	29	1	100	51
富山県				1	52	51	19	1,107	1,086	12	625	618	2	59	56	2	136	129
石川県				1	50	40	23	1,043	1,005	6	410	398	1	30	26	5	257	252
福井県							40	1,750	1,611	12	799	772	4	90	77	3	200	199
山梨県				1	40	38	24	1,270	1,257	13	815	814				4	274	274
長野県				1	40	40	54	2,871	2,803	36	2,101	2,073	2	50	46	4	425	410
岐阜県				40	2,398	2,336	27	1,783	1,761	2	75	69	4	339	336			
静岡県	1	60	54	1	60	60	61	3,271	3,234	37	2,281	2,264	8	310	302	6	332	319
愛知県				2	300	292	87	4,383	4,299	24	1,720	1,719	14	517	477	1	100	95
三重県				44	1,881	1,808	20	1,175	1,183	3	85	75						
滋賀県				2	223	274	44	1,788	1,718	15	780	744	1	40	31	2	105	105
京都府				1	150	167	48	2,462	2,413	18	1,335	1,319	2	50	50	5	218	216
大阪府	1	50	39	1	400	389	103	5,430	5,310	33	2,260	2,251	13	545	493	5	430	423
兵庫県				3	440	433	88	4,685	4,588	36	2,380	2,360	14	635	604	4	261	267
奈良県				20	1,135	1,065	10	672	645	1	30	13	3	201	200			
和歌山県				3	190	189	26	1,169	1,161	10	630	629				2	105	105
鳥取県	1	40	8	22	1,157	1,153	9	692	688							5	210	210
島根県				2	110	108	33	1,691	1,658	15	936	935				8	453	432
岡山県				38	1,919	1,895	17	1,165	1,148							6	355	356
広島県				4	217	215	43	1,992	1,937	14	948	961	2	100	90	3	176	169
山口県	1	50	45	1	40	40	45	2,159	2,142	25	1,349	1,345	2	50	42	3	205	202
徳島県				1	100	121	22	1,362	1,351	14	1,015	1,013	2	80	77	2	127	123
香川県				16	867	805	8	527	492	1	30	18	3	195	189			
愛媛県				32	1,468	1,468	20	1,136	1,137	2	60	60	1	56	50			
高知県				3	179	179	24	1,147	1,137	10	662	654	1	20	21	4	241	249
福岡県				5	390	471	103	5,121	5,088	51	3,049	3,043	2	60	63	11	798	787
佐賀県				2	170	171	25	1,529	1,524	11	970	970	1	20	20	3	250	250
長崎県	1	80	36	3	420	420	57	2,559	2,543	26	1,694	1,693	2	50	50	4	215	217
熊本県				3	429	480	67	2,561	2,548	27	1,469	1,472	1	20	20	10	542	551
大分県				2	134	134	39	1,833	1,788	16	1,054	1,054				3	192	192
宮崎県				1	238	1,222	11	910	897	1	34	34	2	174	173			
鹿児島県				1	230	180	48	2,541	2,621	28	1,866	1,847	2	40	40	11	570	569
沖縄県				3	270	261	40	2,080	2,080	20	1,210	1,210	1	30	30	7	400	399
札幌市				2	320	320	31	1,470	1,473	15	881	900	7	267	251			
仙台市				1	100	100	22	925	925	7	350	349	7	239	239			
千葉市				1	40	39	8	456	439	4	242	240	2	104	106	1	60	52
横浜市				1	60	57	36	2,003	1,966	11	918	897	14	620	609			
川崎市				16	731	727	2	110	109	6	256	255	1	50	50			
名古屋市				47	1,724	1,706	8	456	453	2	60	50						
京都市				1	90	77	23	961	934	3	140	137	1	55	45			
大阪市				37	1,686	1,696	10	590	586	20	836	844						
神戸市				28	1,625	1,599	11	663	649	4	225	220	2	110	110			
広島市				1	50	38	21	945	667	7	374	285	4	141	96	1	30	
北九州市				2	140	140	19	954	950	4	284	280	2	120	118	1	50	49
福岡市				19	911	898	6	350	349	5	170	161						
旭川市				1	336	382	10	524	513	4	228	225	1	40	32	1	69	69
秋田市				6	304	301	2	130	130	2	79	79	1	50	47			
郡山市				4	180	173	2	120	120	1	30	23						
いわき市				1	40	40	8	390	394	4	250	250	1	30	30			
宇都宮市				6	180	182	2	60	62	1	30	30						
新潟市				8	483	478	3	200	200	2	100	97						
富山市				4	179	170	1	70	70	1	40	40						
金沢市				1	60	59	10	637	645	3	380	380	1	30	45			
長野市				6	212	208	1	80	80	1	20	17	1	50	50			
岐阜市				7	290	282	2	110	107									
静岡市				4	230	228	2	130	130	1	40	39						
浜松市				8	340	343	3	150	150	2	80	82						
豊橋市				6	260	259	2	120	120	1	30	30						
豊田市				3	189	184	2	100	100	1	89	84						
堺市				11	605	614	2	100	100	1	40	40						
姫路市				11	397	389	2	108	108	3	70	67						
和歌山市				7	278	273	2	109	100	1	48	46						
岡山市				2	325	310	15	677	672	6	412	412	3	85	85	1	50	48
福山市				9	370	361	2	100	100	2	60	61	1	70	61			
高松市				5	180	161				1	20	20	1	40	29			
松山市				11	516	514	5	296	296	1	30	30	2	120	121			
高知市				5	172	173	1	60	60	2	27	27						
長崎市																		

総数	知的授産(通所)			通勤寮			知的障害者福祉ホ-ム			知的障害者福祉工場		
	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者	施設数	定員	在所者
890	34,140	33,420	120	2,827	2,662	68	856	692	43	1,271	1,124	
北海道	19	774	768	14	332	328	3	38	37	2	40	46
青森県	18	415	404	2	40	39	1	10	10			
岩手県	14	444	469	1	20	16	3	30	26	2	60	45
宮城県	6	197	191									
秋田県	3	105	107	2	50	46	2	20	20			
山形県	12	381	378	2	44	41						
福島県	9	321	275	2	43	40						
茨城県	10	325	322	2	40	37	1	10	4			
栃木県	12	430	440	4	90	88	1	10	10			
群馬県	17	724	727	6	160	158	2	20	19			
埼玉県	42	1,691	1,668	1	30	22	1	10	10	1	20	16
千葉県	14	614	572	1	40	35	2	20	7			
東京都	66	2,958	2,792	6	185	182				1	30	29
神奈川県	20	794	785				2	30	24			
新潟県	18	585	589	1	30	26	4	40	35			
富山県	2	93	83									
石川県	10	334	319				1	12	10			
福井県	14	460	418	3	71	47				4	130	98
山梨県	6	161	149	1	20	20						
長野県	8	235	223				2	20	20	2	40	31
岐阜県	4	162	136	1	20	16	2	20	18			
静岡県	7	288	296	3	60	53						
愛知県	46	2,016	1,978	1	20	20	1	10	10			
三重県	17	531	503	1	30	22	2	30	13	1	30	12
滋賀県	25	835	810	1	28	28						
京都府	22	839	808	1	20	20						
大阪府	50	2,155	2,106	2	40	37						
兵庫県	29	1,299	1,232	4	80	75				1	30	30
奈良県	5	222	199				1	10	8			
和歌山県	12	378	379				1	26	22	1	30	26
鳥取県	5	190	189	1	25	25	1	20	15	1	20	26
島根県	8	282	278				2	20	13			
岡山県	10	299	298	3	70	62	1	10	10	1	20	21
広島県	17	564	523	3	70	72	2	50	44	2	90	78
山口県	12	495	500	3	60	53						
徳島県	3	110	117	1	30	21						
香川県	2	85	89				2	30	17			
愛媛県	7	172	172	2	50	49						
高知県	4	109	107	3	60	60	1	20	19	1	35	27
福岡県	37	1,172	1,154	2	42	41						
佐賀県	7	229	226	2	50	48	1	10	10			
長崎県	12	340	335	7	150	151	4	40	25	2	70	72
熊本県	9	270	266	2	40	41	4	70	66	4	150	132
大分県	12	397	394	1	30	30	4	70	46	3	90	72
宮崎県	4	100	98	1	20	20						
鹿児島県	4	110	110				1	10	10	2	45	45
沖縄県	10	400	401				1	10	10	1	30	30
札幌市	5	212	212	3	80	80				1	30	30
仙台市	7	316	318	1	20	19						
千葉市	1	50	41									
横浜市	8	385	386	1	30	28	1	10	8	1	40	38
川崎市	6	305	303				1	10	10			
名古屋市	33	1,148	1,146	2	40	38	2	20	17			
京都市	15	646	658	2	40	26				2	80	68
大阪市	6	240	246	1	20	20						
神戸市	11	627	620									
広島市	6	240	237	2	50	40	1	10	9			
北九州市	6	399	402	2	50	50				2	51	51
福岡市	7	364	361	1	27	27						
旭川市	3	167	167	1	20	20						
秋田市	1	45	45									
郡山市	1	39	30									
いわき市	1	70	72	1	30	32	1	10	10			
宇都宮市	3	90	90									
新潟市	3	183	181									
富山市	1	59	51				1	10	9			
金沢市	5	202	196	1	25	24						
長野市	3	62	61									
岐阜市	3	90	92	1	20	13						
静岡市	1	60	59									
浜松市	3	110	111									
豊橋市	2	90	90	1	20	19						
豊田市												
堺市	7	455	469				1	10	5			
姫路市	6	219	214									
和歌山市	4	130	127									
岡山市	4	110	109	1	20	18						
福山市	2	100	100	2	40	39						
高松市	3	120	112									
松山市	2	60	59				1	10	8			
高知市	2	85	86									
長崎市	3	150	154	1	20	19	1	10	9			
熊本市	5	135	135	2	50	46	1	10	5	2	50	44
大分市	5	165	165	1	35	35	1	20	14	3	60	57
宮崎市	2	80	80									
鹿児島市	2	50	50									

8 心身障害児総合医療療育センター 各種療育講習計画 (平成14年度)

	講習会名	受講対象者	講習期間	ご案内先
1	第30回 摂食指導講習会 (基礎・実習)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・肢体不自由児通園施設等で摂食指導に携わっている職員	4月25日(木) ～ 4月27日(土)	肢体児施設・重心児施設・ 肢体児通園施設
2	第23回 重度・重症児(者) 医療・介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の医療・ 日常介護に携わっている職員(主に療育関係職員)	5月13日(月) ～ 5月16日(木)	肢体児施設・重心児施設・ 肢体児通園施設
3	摂食指導 講習会 (診断と評価)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・肢体不自由児通園施設等で摂食指導に携わっている職員で(基礎・実習)講習会を受講済みの者	5月24日(金)	肢体児施設・重心児施設・ 肢体児通園施設
4	第24回 看護指導者講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設の 主任看護師・病棟婦長およびこれに準じる職員	5月27日(月) ～ 5月31日(金)	肢体児施設 重心児者施設
5	1日 摂食指導講習会	障害児(者)の摂食指導に携わっている職員	6月7日(金)	肢体児施設・重心児施設・ 肢体児通園施設
6	障害児者のプール指導講習 会	障害児(者)のプール指導に携わっている職員	6月12日(水) ～ 6月14日(金)	肢体児施設・重心児施設・ 肢体児通園施設
7	第52回重症心身障害児(者) 施設 看護師 講習会	重症心身障害児(者)施設の看護師・准看護師で 経験年数3年以上	6月24日(月) ～ 6月28日(金)	重心児施設
8	第13回 東京コース ボバースアプローチ 卒後8週間 講習会	PT.OT.STおよび医師で脳性麻痺児の治療・訓練に 携わり今後もその分野に従事する職員。経験年数3 年以上	7月8日(月) ～ 8月30日(金)	肢体児施設・重心児施設・ 肢体児通園施設
9	第24回 重度・重症児(者) 医療・介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の医療・ 日常介護に携わっている職員(主に看護師で経験3 年以内)	9月9日(月) ～ 9月12日(木)	肢体児施設・重心児施設・ 肢体児通園施設
10	2002年度 ボバースアプローチ 脳性麻痺上級講習会	PT.OT.STおよび医師で脳性麻痺児の治療・訓練に 携わり今後もその分野に従事する職員で卒後8週 間講習会修了者	9月23日(月) ～ 9月27日(金)	肢体児施設・重心児施設・ 肢体児通園施設
11	第9回 重症障害児(者) 医療講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に 携わっている看護師等	10月未定 (土・日)	肢体児施設・重心児施設・ 肢体児通園施設
12	第38回肢体不自由児施設等 療育職員 講習会	肢体不自由児施設等の保育士・児童指導員・心理 指導員等で 経験年数3年以上	10月21日(月) ～ 10月25日(金)	肢体児施設・重心児施設・ 肢体児通園施設
13	第53回重症心身障害児(者) 施設 療育職員 講習会	重症心身障害児(者)施設の保育士・児童指導員・ 介護福祉士・療育員等で 経験年数3年以上	11月11日(月) ～ 11月15日(金)	重心児施設
14	第71回肢体不自由児施設等 看護師 講習会	肢体不自由児施設の看護師・准看護師で 経験年 数3年以上	11月25日(月) ～ 11月29日(金)	肢体児施設・重心児施設・ 肢体児通園施設
15	第31回 摂食指導講習会 (基礎・実習)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・肢体不自由児通園施設等で摂食指導に携わっている職員	12月5日(木) ～ 12月7日(土)	肢体児施設・重心児施設・ 肢体児通園施設
16	摂食指導講習会 (診断と評価)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・肢体不自由児通園施設等で摂食指導に携わっている職員で(基礎・実習)講習会を受講済みの者	1月17日(金)	肢体児施設・重心児施設・ 肢体児通園施設
17	第35回 幼児通園療育職員 講習会	幼児通園療育(障害児通園施設・障害児保育を 行っている保育機関等)に携わっている職員(保育 士・児童指導員・看護師等)	1月27日(月) ～ 1月31日(金)	肢体児施設 肢体児通園施設
18	第13回 給食関係職員講習 会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設の栄養士・調理師、並びに障害児者の食事に携わっている関係職員	2月5日(水) ～ 2月7日(金)	肢体児施設・重心児施設・ 肢体児通園施設
19	第32回 摂食指導 講習会 (基礎・実習)	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設・肢体不自由児通園施設等で摂食指導に携わっている職員	2月13日(木) ～ 2月15日(土)	肢体児施設・重心児施設・ 肢体児通園施設
20	第25回 重度・重症児(者) 医療・介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の医療・ 日常介護に携わっている職員(職種は問わない)	3月3日(月) ～ 3月6日(木)	肢体児施設・重心児施設・ 肢体児通園施設
21	第10回 重症障害児(者) 医療講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に 携わっている医師等	3月14日(金) ～ 3月15日(土)	肢体児施設・重心児施設・ 肢体児通園施設

\* ご案内先の対象施設以外で、開催要項をご希望の方は、講習期間の2ヶ月前頃にご請求ください。

\* 福祉相談関係職員講習会は隔年の開催です。

心身障害児総合医療療育センター 療育研修所 (TEL 03-5965-1136. FAX 03-3959-7648)